

3 月 2 日（月）

令和 2 年 3 月 2 日（月曜日）

午前10時0分開議

出席議員（39名）

1 番	日 高 利 夫	（東 諸 の 未 来 を 考 え る 会）
2 番	有 岡 浩 一	（郷 中 の 会）
3 番	坂 本 康 郎	（公 明 党 宮 崎 県 議 団）
4 番	来 住 一 人	（日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団）
5 番	岩 切 達 哉	（県 民 連 合 宮 崎）
6 番	武 田 浩 一	（宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党）
7 番	山 下 寿	（ 同 ）
8 番	窪 菌 辰 也	（ 同 ）
9 番	脇 谷 の り こ	（ 同 ）
10 番	佐 藤 雅 洋	（ 同 ）
11 番	安 田 厚 生	（ 同 ）
12 番	内 田 理 佐	（ 同 ）
13 番	丸 山 裕 次 郎	（ 同 ）
14 番	岡 師 博 規	（無 所 属 の 会 チームひまわり）
15 番	重 松 幸 次 郎	（公 明 党 宮 崎 県 議 団）
16 番	前 屋 敷 恵 美	（日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団）
17 番	渡 辺 創	（県 民 連 合 宮 崎）
18 番	高 橋 透	（ 同 ）
19 番	中 野 一 則	（宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党）
20 番	横 田 照 夫	（ 同 ）
21 番	濱 砂 守	（ 同 ）
22 番	西 村 賢	（ 同 ）
23 番	外 山 衛	（ 同 ）
24 番	日 高 博 之	（ 同 ）
25 番	野 崎 幸 士	（ 同 ）
26 番	日 高 陽 一	（ 同 ）
27 番	井 上 紀 代 子	（県 民 の 声）
28 番	河 野 哲 也	（公 明 党 宮 崎 県 議 団）
29 番	田 口 雄 二	（県 民 連 合 宮 崎）
30 番	満 行 潤 一	（ 同 ）
31 番	太 田 清 海	（ 同 ）
32 番	坂 口 博 美	（宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党）
33 番	二 見 康 之	（ 同 ）
34 番	蓬 原 正 三	（ 同 ）
35 番	右 松 隆 央	（ 同 ）
36 番	星 原 透	（ 同 ）
37 番	井 本 英 雄	（ 同 ）
38 番	徳 重 忠 夫	（ 同 ）
39 番	山 下 博 三	（ 同 ）

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	鎌 原 宜 文
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	武 田 宗 仁
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	井 手 義 哉
農 政 水 産 部 長	坊 菌 正 恒
県 土 整 備 部 長	瀬 戸 長 秀 美
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	岡 師 雄 一
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	吉 村 達 也
教 育 長	日 限 俊 郎
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
監 査 事 務 局 長	阿 高 林 宏 一
人 事 委 員 会 事 務 局 長	吉 村 久 人

事務局職員出席者

事 務 局 長	片 寄 元 道
事 務 局 次 長	和 田 括 伸
議 事 課 長	齊 藤 安 彦
政 策 調 査 課 長	日 高 民 子
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	山 口 修 三
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太
議 事 課 主 任 主 事	三 倉 潤 也

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。

きょうからは一般質問であります。新型コロナウイルスをはね飛ばすような質問をしてまいりましょう。

まず、中国の習近平主席の国賓来日であります。どうやら秋以降に延期されたようであります。私は延期よりも中止をしてほしいと、こう思っているものであります。習近平のいろいろなことについては、また、国賓として来日することには反対するそれなりの理由がありますが、枚挙にいとまがないと言っても過言ではないと、こう思っております。

それで、3点ほど、その理由を述べます。その理由であります。軍勢力増強を背景に、覇権主義的アジア進出とその支配、日本の固有領土の尖閣諸島海域への武装公船による侵略の常態化と在留邦人の不当拘束、ウイグル人100万人以上を強制収容所に送り、民族として人権を弾圧している、この3点であります。

このことを知事はどう思われるのか、本当に国賓来日でいいのかどうか、そのお考えをお聞かせください。

あとの質問は、質問者席から行います。（拍

手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

国際社会における日本と中国の立ち位置を考えますと、アジア地域や世界の平和と繁栄に大きな責任を有しております。日中両国がこうした責任を果たしていくことは、大変重要であると考えております。

一方で中国につきましては、御指摘のようなことも含め、さまざまな問題等が報道されているところでありまして、そのような中で、習主席の国賓としての来日について、いろいろな御意見があることも承知をしております。

私は、日本政府が述べておられます、「日中両国が有する大きな責任をともにしっかり果たす、その意志を内外に明確に示す機会になる」、そういう機会にするという考えに、一定の理解はしておりますが、同時に中国に対し、懸案となっている課題等について、政府として主張すべきは主張し、対応を求めるなど、強い姿勢で臨んでいただきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○中野一則議員 知事にしては、大体今までは外交、防衛については、政府の所管事項であるという答弁でありましたが、意外と踏み込んだ答弁であったと、高く評価させていただきたいと思えます。

この国賓来日が阻止されるよう、知事も政府に、あるいは安倍総理に、地方の知事といえども諫言してほしいと、こう思っております。よろしく願います。

次に行きたいと思えます。いわゆる危機管理について、2～3お尋ねしていきたいと思えます。

まず、陸上自衛隊霧島演習場での日米共同訓

練、1月30日で終了いたしました。私は平穩に終了したと評価しておりますが、中には、もともとこれに反対とか、賛成とか、えびの市内でもいろいろありました。

そこで、この日米共同訓練についての知事の所感をお伺いさせていただきます。

○知事（河野俊嗣君） 日米共同訓練につきましては、日米安全保障体制のもとにおきまして、日米相互の連携を深める観点から、大変重要な訓練と認識をしております。

一方で、県は県民の安全・安心を確保する重要な役割を担っておりますので、先日、霧島演習場などで実施されました日米共同訓練では、国に対し、安全対策の徹底等について要請するとともに、訓練期間中は職員を現地に派遣するなど、地元えびの市などとも連携し、訓練や安全対策の実施状況等につきまして、確認や情報収集を行ったところであります。

訓練期間中、事件や事故はなかったと、国から報告を受けるとともに、地元えびの市からも、訓練による被害は確認されていないと聞いているところであります。

○中野一則議員 県のいろんな安全対策での要望等も功を奏したんだろうと思いますが、目立った被害状況はなかったと、今、知事が言われました。そのとおりであったらと思うます。

オスプレイについては、騒音の測定を4カ所で実施されました。その結果が、まだ地元からも発表がありません。これは危機管理統括監にお尋ねしますが、その騒音の基準を含めて、実際どのくらいの騒音であったのかをお尋ねしたいと思います。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 今回の総合訓練におきまして、えびの市からは、オスプレ

イの飛行訓練による騒音により家畜への被害が発生した場合に備えまして、九州防衛局と分担し、計4カ所で騒音の測定を行ったと伺っております。

えびの市が設置しました騒音測定器の測定結果につきましては、現在、委託業者におきまして解析が進められているところであり、騒音が航空機によるものであるかどうかの判別等のために、結果が出るまでに時間を要すると伺っておりますけれども、結果が判明次第、県にも情報提供いただくこととなっております。

また、九州防衛局にも測定結果が判明次第、速やかに情報提供してもらうよう依頼をしているところでございます。

なお、霧島演習場付近に適用されます騒音の基準でございますけれども、その基準はないことから、えびの市では、航空機騒音に係る環境基準などを参考に、測定結果の程度を確認する予定だというふうに伺っております。

○中野一則議員 解析に時間を要するという答弁でございましたが、果たして、それでいいのかなという気がいたします。

一番のえびの市民の心配、特に鶏等の飼育農家は、騒音でひなが偏ったり、いろいろして圧死したりしやせんかと、こういうことへの心配等が主でありました。

それで、騒音がどのくらいであれば、これは危険だな、影響があるなということを即座に判断して、そのことを、即、訓練している当局に報告して、その上を飛ばないようにとか、あるいは、何か対策をしてくれと、即座に判断するようなことでないと、後で時間を要して報告するというのは、非常に速報性がないなど。また、基準もないという話でしたが、やはりある程度の基準は、もともとつくっておくべきだな

と思っているところであります。

今後は、県も含めて、これからも訓練はあると思いますので、その辺のことをまとめて対応していただくように、よろしくお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス対策についてお尋ねしたいと思います。

これは、代表質問でも全員が質問されましたし、あと一般質問でも、それぞれ質問があるようであります。私が出しゃばって、全て質問というよりも、分担した質問がいいだろうと思いますので、私も一つだけ質問させていただきたいと思っております。

要は、今のところ県内で発生しておりませんが、県民は非常に不安なんですよ。不安を乗り越えて、不満が少し出てきているような気がするんです。不満の状態ではどうにもなりませんから、そのためには、やはり検査体制はどうなっているんだろうかということを、よく耳にするところでもありますので、その検査体制なり検査状況を、福祉保健部長にお尋ねしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方については、国の基準では37.5度以上の発熱や呼吸器症状があり、患者との濃厚接触歴や流行地域への渡航歴がある方に加えまして、入院を要する肺炎の所見がある、または、医師の総合的な判断により検査を実施するという仕組みになっております。

本県では、衛生環境研究所において、1日当たり24件を検査できる体制を整えておりまして、3月1日現在、29件の検査を行い、全て陰性となっているところであります。

○中野一則議員 1日24件、今まで29件という

ことでしたが、この検査をもっと早目に多くできないものかどうか。人によっては、実際は発生しているのに、それがわからんように検査をしないんじゃないかと言う人も、中にはおられます。事実はどうではないと思っているんですよ。そういうことへの不安とか不満を払拭するためには、検査をもっと早目にできないものか。国の基準があるようにも聞きましたが、宮崎県モデルでやってほしいなと思うんです。福祉保健部長、どうぞお願いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） この感染症におきまして、県が実施する検査につきましては、感染が強く疑われる方について、この感染症による患者であることを早期に確定するために実施するという考え方に基づいて行っております。早期に診断し適切に治療を行うことにより、重症化を防いだり、重症化している患者さんを救うことができるという考えであります。

検査に当たりましては、国の基準に基づき、感染が強く疑われる場合は、各自治体において、より積極的に検査を行うよう国から求められておりますが、本県においても、診察を行った医師の総合的な判断により検査が必要な方は、確実に検査していきたいと考えております。

○中野一則議員 よろしくお願ひしたいと思うんですが、今回の新型コロナウイルスの対策、何かいまいち、ぴしゃっとしていないような。政府も後手に回るときもあるようであります。アメリカのCDC、ああいう制度が日本にもあればいいのになということをつくづく思ったところであります。日本にそういう制度がないようであります。福祉保健部長は国の方ですから、帰ったら、あなたの提案で日本型CDCをつくるように、政府に働きかけてください

よ。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、一極集中について知事にお尋ねしたいと思うんですが、何かの会議で知事は、一極集中は余り喜ばしいことではない、この状況は好ましいことではないということを言われて、知事もそう思っているのかなと思ったんです。それで、東京一極集中についての所感を、知事にお伺ひしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 東京圏への一極集中は、明治維新後の中央集権化や戦後の経済発展など、長い歴史の中で形成されてきたものであります。

こうした流れは、効率性を高める上では一定の意義があったと思いますが、それはあくまで、地方を含めた国全体が活力を保ち発展することが前提でありまして、都市と地方のバランスを欠いた現在のような状況が続けば、地方はますます疲弊するとともに、その影響は都市にも波及し、やがて国全体の活力低下につながるのではないかと懸念しておるところであります。国土審議会においても、委員としての立場で、そのようなことを申し上げたところであります。

このため、国に対しましては、東京圏への一極集中の是正を引き続き求めるとともに、地方におきましても、地域の個性を生かして魅力を磨き、発信することで、若者の県内定着や出生率の向上につなげ、将来に明るい希望が持てる地域社会を築いていかなければならないと、強く感じているところであります。

○中野一則議員 地方が疲弊していますね。それは都市部に影響があるんですよ。だから、我々もこれはけしからんという立場でおるわけです。知事も、そういうことを言われました。我々は地方に住んでいるわけですから、一極集

中が少しでも是正されるように、今後も中央に物申していただきたいと思います。

県内の一極集中ですが、ちょっと調べてみたんですよ。いろいろデータを見ましたが、2点だけ申し上げます。人口ですけれども、全国の人口に対して、東京には11.05%が集中しているというデータですが、県内の人口に対して、宮崎市には37.17%が集中いたしております。それから、総生産額を見ましたが、全国の総生産額に対して、東京には19.1%、しかし、県内の総生産額に対しては、宮崎市に37.3%。

東京一極集中どころじゃなくて、宮崎県は宮崎市に一極集中の状態であるというのが実態であるようであります。そのために、長年、過疎対策もしてきました。いまだに人口がどんどんどんどん減ってきて、さっき疲弊という言葉が使われましたが、地方はずっと疲弊しているわけです。そのことが宮崎市にも影響してくるというふうに、私も思っております。

ぜひ、地方がこのまま疲弊しないように、何とか再生されるように取り組んでもらいたいと思っております。

それで、この現状についての御認識を知事にお伺ひしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 現在、我が国ではさまざまなレベルでの一極集中が進んでおりまして、国全体では東京に、九州では福岡に、そして宮崎県内では宮崎市にということで、宮崎市には多くの企業や商業施設が立地していることに加え、医療や高等教育機関など、高度な都市機能を集積しておりまして、総人口、市町村内総生産などの指標は、御指摘のとおり、県内市町村の中で最も高くなっているところであります。

私としましては、県内におきましても、県北

・県央・県西にさまざまな機能がバランスよく整備され、都市部も中山間地域も、それぞれに発展していく姿が望ましいと考えております。

このような考えのもと、喫緊の課題となっております中山間地域の維持・活性化に取り組みますとともに、高速道路網やスポーツ施設などの社会基盤の整備も全体のバランスを見ながら進めることで、県内各地で個性と魅力あふれる地域づくりが展開されるよう、県政運営を行ってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 対策を含めて答弁されましたが、地方が活性化するように、何とか即効薬はないものかと思っております。今、機能も含めてと言われましたが、中央部から、疲弊している県北とか県西とか県南、その機能を何かするようなことがあるわけですか。具体的にあれば、その対策を教えてください。

○知事（河野俊嗣君） 今、答弁申し上げましたように、高速道路、そういった道路整備というのは、非常に重要な面であろうかと思っておりますし、国民スポーツ大会等を見据えたスポーツの拠点をつくっていく、そのことにより、地域の活性化の軸というものを県内各地につくっていく、そういったことも重要であろうかと思っております。

県内全体でバランスのとれた県政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 高速道路の云々と言われましたが、高速道路が開通して、より疲弊した町が宮崎県にはあるんですよね。それ以前よりも高速道路が開通してからのほうが、つるべ落としとまでは言いませんが、人口が少なくなったところがあるんですよ。教えましょうか、えびの市です。

だから、高速道路開通に対しては、その辺の

ことも対策をきちんとしていないと逆効果もありますから、ぜひお願いしておきます。そのことも考えて、道路網の整備をよろしくお願いしたいと思います。

次に、教育行政についてお尋ねしたいと思うんですが、まずは小規模高校の存続についてであります。

9月議会で、このことについて質問しました。私は、この整備計画そのものがおかしいと言いましたが、そのときに知事は、小規模校の存続を含めて慎重な議論をなさるということでしたので、そのことを含めて、どの辺まで慎重な議論がされているのか、高等学校教育整備計画の今の状況を、教育長にお尋ねします。

○教育長（日隈俊郎君） 次期高等学校教育整備計画につきましては、来年度を目途にということで、現在、県内の学識経験者等による懇話会において、全県的・総合的視野から御意見をいただいているところであります。

いわゆる小規模高等学校については、小規模化がさらに進展することにより、生徒同士の切磋琢磨や学び合いの機会が減少したり、学校行事や部活動の活気が失われたりするなどの課題が生じてくることが考えられます。

このような小規模校を存続した場合の課題を克服するため、ICTを活用した遠隔学習システムの活用や地域との連携の中、地域人材を活用した学習の進め方などの議論を深めることとしておりまして、よりよい教育環境を提供する視点に立ちながら、あらゆる角度から検討してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 要は、現在ある小規模校を含めた高校が、これ以上廃校にならないように、ぜひ次期整備計画を進めてほしいと思うんですよ。

知事も存続を含めて議論だと、9月議会で答弁されておるわけですので、その小規模校が本当に存続するのか、担保されているのか、率直にお尋ねしたいと思います。教育長に。

○教育長（日隈俊郎君） 今、答弁させていただきましたけれども、現在、さまざまな視点から、懇話会において御意見をいただいている段階でございます。ことしの秋を目途に、懇話会の意見を取りまとめていただくこととしておりますので、その後、いただいた意見を踏まえて、高等学校教育整備計画について、来年度、取りまとめの方向で検討を進めてまいります。

○中野一則議員 とにかく存続——いろんな議員がこの前9月に言いましたので、絶対存続をするようにお願いしておきたいと思います。

次に、2学期制導入のことについてお尋ねしたいと思います。

平成16年に宮崎市が、それから平成17年に当時の西諸県教育事務所管内が2学期制を導入いたしました。導入して久しくなるわけですが、その成果はいかなるものかを教育長にお尋ねします。

○教育長（日隈俊郎君） 現在、宮崎市、小林市、えびの市、高原町の4市町で2学期制が導入されておりまして、15年ほどが経過しているところであります。

2学期制の成果につきましては、始業式や終業式などが減り、じっくりと指導できる時間を確保できたり、夏休みや冬休みの前の通知表を作成していた時期に、修学旅行などの行事を組むことが可能となったなどの成果があると聞いております。

一方、課題につきましては、保護者や地域の方から、夏休みや冬休みの前に通知表がないことへの不安や、季節に応じた学期の区切りを意

識できないなどの課題があると聞いております。

○中野一則議員 果たして、2学期制と3学期制、どちらがいいんですかね。スタートしたところはそのまま、あとは3学期制が2学期制に全く移行していませんよね。どちらを選択したほうがいいんでしょうかね、教育長。

○教育長（日隈俊郎君） 今、申し上げましたとおり、2学期制については、2学期制の長所と短所があるものと考えております。

また、3学期制は3学期制の考え方で、先ほどの4市町以外の取り組みもございまして、これについては、それぞれの市町村に判断を委ねているところでございます。

○中野一則議員 なかなか難しいことだと思うんですが、最初スタートして、その後、全く浸透していないということは、やはり2学期制を再度検討すべき時期に来ているんだと思うんですよ。ぜひ、そのあたりのことを御検討願いたいと要望しておきたいと思います。

次に、高校生の就活についてお尋ねしたいと思うんですが、まずは商工観光労働部長に、高校生の離職率の実態をお聞きしたいと思います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県内新規高卒者の卒業後3年以内の離職率がまとめられております。これにつきまして、全国との格差を見ますと、平成23年3月卒業者の10.6ポイント差から平成28年3月卒業者の2ポイント差まで、その差は縮小してきておりますが、引き続き全国より高い状況にございます。

○中野一則議員 何とか離職を少なくするというのが大きな課題だと思うんですね。その解決策として、複数制の導入、これは文科省も呼びかけて、宮崎県も途中から解禁して複数制に

しているわけですがけれども、秋田県と沖縄県は全面解禁しておりますよね。この導入をする必要があるように思うんですがけれども、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 高校生の就職採用選考につきましては、経済団体、行政、学校等の委員で構成されます「宮崎県高等学校就職問題検討会議」において毎年協議されておりました、本県では11月1日から、1人が同時に2社を受験できることとしております。

9月の就職解禁直後から複数応募を実施した場合、企業としては、内定辞退による採用計画の見直し、生徒においては、就職活動の長期化による学習活動への影響や、受験費用負担の増加など課題も多いため、検討会議において対応を整理してきたところであります。

一方で、お話がありましたように、本県よりも早い時期から複数応募を認めている県もございますことから、今後も、企業・学校の実態や生徒・保護者の意見等も踏まえ、関係機関と検討してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 全面解禁している秋田県ないし沖縄県の状況がどんな状況か、全くデータがありませんので知り得ませんけれども、そのあたりのことも参考にしながら、検討はしてほしいなと思っております。

次に、文化財の保護についてお尋ねしたいと思うんですが、まず、ノカイドウのことについてであります。

ノカイドウは、えびの高原にしかない、世界に一つしかない花なんですよね。大正12年に国の天然記念物に指定されました。大変日当たりのよいところを好む植物というふうに、物の本には書いてあります。

これを保護するために、支障木の伐採をする

ということをお聞きしております。しかも、支障木がアカマツ等309本ということですが、その目的、保護のためということですがけれども、そのあたりの事実関係を教育長にお尋ねします。

○教育長（日隈俊郎君） 御質問の許可申請につきましては、九州地方環境事務所がノカイドウやミヤマキリシマの生育環境及びキャンプ場周辺の景観の改善を目的に、支障となるアカマツ等を伐採するものでありまして、6月17日付で同事務所からえびの市へ申請書が提出され、11月29日付で同市から県へ進達されました。これを受けて県は、12月9日付で文化庁へ進達しまして、1月17日付で許可されたところであります。

申請から許可がおきるまでに7カ月経過しておりますが、これは、えびの市から県への進達に必要な意見書の作成に時間を要したものであると伺っております。今後、このようなことがないように、文化財の現状変更などの申請については遅滞なく処理することを、改めて各市町村に指導してまいります。

○中野一則議員 これはレッドデータブックにも載っているかと思うんですが、希少動植物の一つだと思うんですよね。この保護ということですから。今、えびの市からの進達がおくれたということで、許可まで7カ月も要したということです。日当たりのいいところを好む植物ですから、伐採はやむを得ないと思うんですよね。保護するために伐採するわけですから、時間が7カ月というのは、一段とノカイドウがなくなっていくということにもつながりかねませんので、こういうものの申請は速やかに進達していくように、県も市を指導してほしいと思っております。

次に、文化財保護で盲僧琵琶のことについて

お尋ねしたいと思います。

平成29年9月議会で質問しました。あれから2年半が経過しているわけですが、なかなか県の指定にならないのでありますが、その対応状況はどういうことになっているかを教育長にお尋ねします。

○教育長（日隈俊郎君） 議員から御質問があって以降、この三徳院の盲僧琵琶につきましては、将来の県指定文化財も視野に入れながら、さまざまな調査を行ってまいりました。

これまでに、文献調査を初め、県内にある琵琶の現況調査や、関係者や専門家への聞き取り調査を行った結果、盲僧琵琶が県内に13面あるということや、三徳院の琵琶は、その歴史的変遷を知る上で重要な民族資料であることなどがわかりました。

また、当該琵琶を管理するえびの市とは、これらの調査結果を提供しながら、文化財指定について毎年意見を交換しておりまして、昨年5月に、同市から市指定文化財を目指す意向が示されたところであります。

今後とも、えびの市の円滑な文化財指定に向けた取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 えびの市だけでなく、県下に13面あるわけですが、これもいわゆる民間の文化財ですからね。庶民が使ってきた琵琶ですから、早く指定しないと散逸していくというふうに思います。

えびの市だけではなくありませんけれども、それを持っている市町村には、うまく指導していただいて、ぜひ、県でも指定していただくように、再度よろしく願いしておきたいと思います。

次に、アニメ「めぐみ」と映画「めぐみ」の

活用状況についてお尋ねしたいと思うんですが、これについては、平成30年3月19日に1回調査して、その回答も聞いたところでありますけれども、それからまた、しばらくたっております。その後の活用状況はどうなっているかを教育長にお尋ねします。

○教育長（日隈俊郎君） まず、アニメ「めぐみ」の活用状況でございますけれども、最新のデータは、平成30年度の数値であります。公立小学校では234校中107校で45.7%、公立中学校では129校中53校で41.1%、県立学校では57校中22校で38.6%となっております。お話のありました平成29年度と比較いたしますと、小学校で15.3ポイント、中学校で16.3ポイント、県立学校で21.3ポイント増加している状況であります。

○中野一則議員 確かに、この約2年の間に活用が増加したというデータであります。本来ならば、毎年繰り返し繰り返ししないと、全員が見ないわけですからね。100%を優に超す数字が本来の状況だと思うんですよ。

また、この「めぐみ」については、映画「めぐみへの誓い」というのが今、制作に入っているようでありますから、またこれも、いずれ公開されていくだろうと思うんです。その活用も含めて、ぜひ、人権学習として活用していただくように要請しておきたいと思います。

次に、西霧島地域の観光再開発についてお尋ねしていきたいと思います。

これは、えびの高原を中心にした西霧島地域の観光を何とかせないかんと思っているんです。えびの高原だけを見ても、今の観光客はピーク時の4分の1になっているんですよ。約200万人いたものが、50万人そこそこになっているわけです。それで、ぜひ、これを県全体で

もいろんな角度から取り組んでいただいて、また200万人を超える観光地えびの高原、ないし西霧島地域の観光に役立ててほしいと、こう思っているところです。

まずは県土整備部長に、観光に行くためには、何とんでも道路網の整備ですから、そのことについてお尋ねしたいと思うんですが、県道1号小林えびの高原牧園線が通行どめになってから、もう2年が過ぎました。一向にあそこに行けない状態が続いているわけですが、その開通見通しについてお尋ねしたいと思います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県道1号小林えびの高原牧園線の復旧につきましては、昨年7月に行いました地質調査の結果、切り土計画区間におきまして火山性ガスが確認されたことから、工事内容を、切り土を行わない盛り土を主体とした計画へ見直し、現在、国への事業計画変更の諸手続を進めているところであります。

また、この手続と並行して、開通後における道路利用者の安全確保につきましては、硫黄山などの状況も十分考慮する必要があるため、学識経験者等の御意見を聞きながら、慎重に検討を進めているところです。

現在まで通行どめが長く続いており、開通を望む地元の声も聞いておりますので、引き続き、气象台やえびの市等の関係機関と連携を図りながら、道路利用者の安全確保の体制を整え、工事着手に向けて取り組んでまいります。

○中野一則議員 いろいろ火山ガスで毒性が強いものがあって、工事もしないし、工事ができても通るのも大変なことになると思うんですよ。これは、見通しがまだまだ難しい。先の見通しというのは、あと何年ぐらい待てばいいんですか。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 開通の見通しを申し上げることは、なかなか難しいところでございますけれども、今現在、先ほど申し上げましたように、開通後における道路利用者の安全確保が非常に大事だというふうに考えております。この件に当たりまして、今現在、学識経験者等の御意見を踏まえながら、検討を進めているところでございます。

○中野一則議員 そういう専門家の声を聞きながら、1年でも1日でも早く工事ができて、開通できるように要望しておきたいと思います。

それから、県道30号えびの高原小田線の未改良区の整備状況についてですが、もともと県単事業で進めていたものを、令和元年度から交付金事業にしてもらいました。これの整備は急がれると思うんですけども、その整備はどのくらいの年数で全ての改良をされるつもりか、お尋ねします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県道えびの高原小田線の白鳥温泉下湯付近からえびの高原までには、未改良箇所が点在しておりまして、合計延長は約3.3キロメートルとなります。

整備につきましては、えびの市と合同による現地調査を踏まえ、平成27年度から5カ所の約2.8キロメートルを末永工区として計画し、昨年度より、白鳥温泉下湯付近の工事を実施しております。

また、今年度からは、国の交付金を活用し、さらなる整備推進を図っているところであり、引き続き、末永工区の早期完成に努めるとともに、残り未改良箇所約0.5キロメートルの整備につきましても、事業の進捗を踏まえながら取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 これも急いでほしいと思うんですよ。交付金事業になったわけですから、

予算も、今までは大体1億弱ぐらいでしたが、それをうんと超えるような予算でやってほしいと思うんですよ。

それで、未改良区間3.3キロ、改良箇所が2.8キロというと、わずかに0.5キロ、いわゆる500メートルが残るんですよ。この500メートル部分を何とかしてほしいんです。県土整備部長、ぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 今、答弁を申し上げましたけれども、まずは、今行っている約2.8キロメートルの末永工区の早期完成に努めてまいりたいと考えておりまして、この整備の状況を踏まえながら、今、言われました500メートルの整備についても取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 まずは当初の計画を、そして残りの0.5キロについても取り組んでまいりたいということは、恐らく、これも含めた交付金事業に変更してもらえると、こう思いますので、よろしくお願いしておきます。

それから、県道103号栗野停車場えびの高原線ですが、これについては、この前、知事にも、また担当部長にも、宮崎県・鹿児島県関係議員で要望活動させていただきました。大変前向きの答弁をいただきまして、全員感謝しているところであります。

それで、これについて、私から一つだけ質問していきたいと思うんですが、今、新しいルートについては、全てが人工林なんです。全てが人工林なのに、環境調査が必要だという、この前の要望のときの回答でありましたが、なぜ、環境調査が必要なのか。これも県土整備部長にお尋ねします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県道栗野停

車場えびの高原線の未供用区間の整備につきましては、平成30年度より、国有林内の既設林道の活用を含めた概略のルート案について検討を進め、鹿児島県と調整が図られたところであります。

今回のルートは、大半が人工林内を通るものの、県境付近におきまして、天然林の広がる国立公園内の特別地域を通過する計画となっております。

この特別地域内では、環境大臣の許可が必要となることから、環境省と協議を行っており、希少植物の有無について把握しておいていただきたいとの意見をいただいているところであります。

こうした意見を踏まえ、県としましては、ルート付近における特別地域内の植物の現況を調査する必要があると考えており、実施に当たりましては、引き続き、環境省など関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 必要性があるんでしょうけれども、全てが人工林ですからね。前のルートで頓挫したのは、この環境調査のところでいろいろあって、頓挫したようなことになっておるわけですので、強い県の指導力で、今回はそういうことにならないように、よろしくお願いしておきたいと思います。

次に、えびの高原の飲用水の確保対策について、環境森林部長にお尋ねしていきたいと思います。これは、今の給水施設の整備ということで、国立公園満喫プロジェクトの事業から進められていると思うんですけれども、その規模なり進捗状況、あるいは完成の見通しについてお尋ねしたいと思います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） えびの高原で利用されております給水施設は、県が管理して

おります白紫池・六観音御池給水施設、及びえびの市が管理しております給水施設の2系統があります。

県の給水施設では、近年、老朽化に伴う断水や漏水に加えまして、利用施設から距離のある取水口や浄水装置の保守点検など、維持管理が大変大きな負担となっております。

このため、国の制度事業を活用しまして、今年度、改修のための測量・設計を実施しております、来年度から工事に着工し、3年後の完成を目指しているところであります。受水槽の容量を現在の約2.3倍の規模とする予定となっております。

また、同様に老朽化しております市の給水施設につきましては、今後、県の給水施設への連結について、市との調整を行いまして、えびの高原全体に水の安定供給が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 さっき、もとの200万人の観光客のえびの高原にということを言いましたが、200万人観光客がふえても、この給水に支障がないように、そして、民間のというのは、今も言われましたが、市が既に管理しておりますので、そのことも含めてやってください。民間のほうが、ずっと断水して、いろいろ支障があったわけですからね。ぜひ、そのことも含めてお願いしておきたいと思います。

次に、国立公園保護地域の規制緩和について、これも環境森林部長にお尋ねしたいと思うんですが、えびの高原は国立公園ですから、これの保護地域になっております。高原そのものは、第1種から第2種まであるんですが、これの縛りで、開発がなかなか進まない面もあるようであります。それで、これの緩和をできないかということを環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） えびの高原は、霧島錦江湾国立公園の北部に位置しまして、貴重な動植物やすぐれた風景地などを保護するために、国より第2種特別地域等に指定されております。

特別地域の規制緩和につきましては、国において判断されることではあります、国からは、えびの高原は霧島錦江湾国立公園の核心的な地域になっていることから、大変厳しいのではないかと伺っております。

一方で、これまで整備されてきました施設のように、国が策定する公園計画に位置づけられますと、民間事業者による宿泊施設や売店、飲食店等の利用施設の整備及び運営は、一定の条件はありますものの、可能とされております。

県としましては、えびの高原のさらなる活性化を図る上で、民間事業者の参入は重要であると考えておりますので、関係機関と連携しまして、公園計画に基づいた事業参入について、積極的に推進してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 やはり、えびの高原の開発促進のためには、国立公園内とはいえ、民間の活力を活用するという方向で、ぜひ取り組んでほしいと思います。それは要望しておきます。

次に、商工観光労働部長に、国民宿舎えびの高原荘の経営の存続について、アイススケート場も含めてお尋ねしていきたいと思うんですが、今後とも、これは存続するという事で理解しておっていいですかね。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県営国民宿舎えびの高原荘及びアイススケート場につきましては、今後とも存続するという事に基づきまして、指定管理を今行っておりますけれども、これが現在3期目でございます。指定管理の現在の期間は、令和3年3月までとなっております。

ります。

県としましては、令和3年4月から、指定管理者による管理運営を継続することとしておりまして、次期指定管理者の選定につきましては、今年6月の県議会において募集方針の説明を行った上で、7月以降に公募を開始する予定としております。

そのため、選定作業に必要となる経費を新年度予算に計上させていただきますとともに、現在、火山活動が長期化し、継続している状況や、第3期目の利用状況、収支状況等を勘案しながら、次期の募集方針につきまして、具体的な検討を行っているところでございます。

○中野一則議員 存続するという意思もあらわれるようですが、その指定管理を今、宮交系列さんがされておりますが、地元では、次、宮交さんは、もう指定管理者をおりるんじゃないかといううわさが非常に広がっているんですよ。また、宮交がえびの市に持っていた施設も売却されたし、ほかの指定管理も手放されているという経緯もあります。それで、新たな指定管理者を求めるということは、非常に厳しい環境にあるのではないかという危惧の念があるわけですよ。それでも指定管理ということをするんだというふうに理解していいですか。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 先ほど御答弁申し上げましたとおり、次期につきましても、指定管理者による管理運営を継続するものと考えておりまして、具体的な検討に入っているところでございます。

次期の指定管理について、現時点では何も申し上げられることはありませんけれども、公募に当たりましては、しっかりと周知に努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 今から新たな条件で公募され

るわけですが、条件をかなり緩和しないと、いけないんじゃないかと思うんですよ。今、もともと1億7,500万あったのを1億カットして、宮交さんが再度調整されて、今日来ていらっしゃるんですよ。指定管理料は、お金を与えて指定管理をするのが普通ですから、もうお金を払わせるという指定管理じゃ、私は難しいんじゃないかなと思うんですよ。指定管理料を払って、1億円払うから経営してくれと、そのくらいまで踏み込まないと難しいと思うんですが、いかがですかね。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 第4期の指定管理の納付金につきましては、現在の火山活動が長期化し、継続している状況、また、先ほど申し上げましたように、第3期の利用状況、収支状況等を勘案しながら、具体的に検討してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 ぜひ、緩和した条件でやってください。それでもいなかった場合、どうされますか。もう時間がないから私の考えを申し上げますと、県の直営でしてほしいんですよ。存続をすると言われたんですから、いなかった場合は、県が直営で営業する。そういう考え方でよろしいですかね。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県といたしましては、まずは公募を開始した段階で、しっかりと周知に努めてまいりたいと考えております。その上で、公募の申し込みがなかった場合は、改めて再公募をすることとなると考えております。

えびの高原荘につきましては、県民の福祉を増進する目的で設置されました公の施設でありますことから、指定管理者制度が導入できない場合は、県が直営で施設を管理することとなります。

このようなことにならないように、申し込みが行われるように事前の募集方針の検討、そして募集情報の周知広報にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 かなり緩和された条件で、この国民宿舎えびの高原荘も、そしてアイススケート場もずっと存続するように、ぜひお願いしておきたいと思います。

次に、もう一点ですが、実は、えびのの高野という地域で、温泉トラフグが昨年から出荷されました。私も試食をさせていただきました。全然見劣りのしない品物でございます。

名前もまだついておりませんが、えびのでは、陸上で養殖されたトラフグを、温泉トラフグということですので、京町温泉トラフグと名乗って、観光振興のことも含めて出したらいかがなものかなと、こう思っているんです。

それで、やはり特徴を持たせないかんと思うんです。トラフグには毒がつきものですけれども、意外と、この陸上で養殖されたトラフグには毒がないんだそうです。トラフグそのものもともと毒を持っていないと。海で養殖されて、海で育ったものは、毒のある海藻を食べて、それを体内に蓄えているから毒が出ると、こういうことなんです。長崎大学の教授も、絶対毒はないということを証明しておられるようでありますから、全国に先駆けて、このトラフグは毒がないわけですから——陸上トラフグの肝臓を今、食べたらいけませんよね、条例で。この条例を、えびの京町温泉トラフグは肝臓も食べられるというような改正をぜひしてほしいと思うんですよ。これは、福祉保健部長の一存でできると思うんですが、いかがですか。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） フグにつきましては、従来から国が、種類別に食べられる部

位と食べられない部位を示しております。

トラフグを含めまして、全てのフグの肝臓につきましては、国の食品安全委員会において、既に食べられない部位として評価をされております。

現在、本県を含む全ての自治体が国の通知に基づく取り扱いをしております、引き続き食の安全性の確保に努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 毒がないトラフグですよ。毒があるものは、国も規制しているんです。毒がないものを規制する必要はないと思うんですよ。これは県の条例でできると思うんですよ、いかがですか。毒がないものを食べるという…。もともと毒がないものは、条例をつくらなくても食べられるわけでしょう。規制がないから、何か食べ物は食べないということはないんですよ。いかがですか。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 恐れ入りますが、養殖いかんにかかわらず、全てのフグの肝臓につきましては、国の食品安全委員会において、既に食べられない部位として評価をされております、現時点では御理解をいただければと思います。

○中野一則議員 トラフグ特区でもつくって、えびのの陸上で生産された京町温泉トラフグは食べられますよという条例改正をして、また、西霧島全体、えびの高原、そして京町温泉を含めた観光客がふえるように、ぜひ、よろしくお願いをしておきたいと思います。以上で終わります。（拍手）

○丸山裕次郎議長 次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕（拍手） 県民連合宮崎、満行潤一です。安全・安心のまちづくり、働き方改革を中心に質問してまいります。

まず初めに、南海トラフ海底地震津波観測網空白域の整備についてです。

「南海トラフ巨大地震の予知は不可能」との記事が目にとまりました。「事前に、発生する時や場所、規模を正確に言い当てる直前予知は、100回試みて99回程度は失敗する」、予知の実用化が不可能に近いということが、地震学者へのアンケートで明らかになりました。

南海トラフ海底地震津波観測網で、まだ観測網を設置していない空白海域（高知県沖～日向灘）にケーブル式海底地震・津波観測システムを構築することにより、今までは、地震計により津波の発生を推定し、沿岸域の検潮所等で津波を検知していたのが、これにより最大20分ほど早く津波を直接検知できるとのことです。この事業に関する知事の所見と県のかかわりについて伺います。

無電柱化の促進についてです。

先月、会派調査で、昨年の台風15号で大きな災害が発生した千葉県鋸南町などを調査してきました。

まだ道路や橋の復旧が手つかずのところも多く、屋根がブルーシートで覆われており、相当強い風が吹いたことが想定されます。台風15号がもたらした千葉県の大規模停電は、発生から2週間余りが経過しても、完全解消には至りませんでした。強風によって電柱が想定を超えて倒壊したことが停電の主な要因で、多くの防災専門家も無電柱化の必要性を訴え、政府も加速させる意向を示しています。

電柱の被害は、強風によるものや、飛んできたトタン屋根による損傷など多岐にわたり、経済産業省が見積もる今回の被害は、約2,000本。台風後、現地を視察した赤羽一嘉国土交通大臣は、同じことを繰り返さないために、総括とし

て前に進めなければならないと話し、無電柱化を進める考えを示しています。

平成28年に無電柱化促進法が成立し、国は、昨年度から令和2年度までの3年間で2,400キロの道路での着工を目標に掲げています。しかし、高コストが足かせとなって、加速的な普及は見通せていません。命を守ることを最優先にすれば、無電柱化は必要です。一刻も早く国際社会と肩を並べる状況にすべきと思います。

本県のこれまでの取り組みと、今後どのように取り組まれていくのか、伺います。

次に、会計年度任用職員制度の導入についてです。

現在の22条職員がフルタイムからパートタイム化されます。多くの職場は5時間50分のパートです。なぜパートタイムになるのか、パートタイム化が働き方改革なのか。農林、土木などの出先機関現場の混乱が予想されます。さらに人員も減員されるとも聞きます。

太田議員の代表質問で、「非正規や派遣労働が少子化を招いていると思う」との問いに、知事は、「不本意な非正規・派遣労働が固定化することは望ましくない。良質な雇用の場の創出を図ることとしている」と答弁され、また、「財政上の制約を理由とした勤務時間の短縮は総務省通知に反するのではないか」との質問に、総務部長は、「業務を整理し、職務の内容や業務量を考慮し、パートタイム勤務が適当であると判断した」と答弁されました。この答弁は、知事答弁と違うのではないかと。総務省通知に反してはいないのか、大いに疑問です。宮崎県におけるさらなる官製ワーキングプアの推進としか映りません。

新年度の地方財政計画では、期末手当の支給に係る経費1,700億円を計上しています。パート

タイム化は理解に苦しみます。パートタイム化、人員減で、本県のこのような会計年度任用職員制度の運用によって、本当に4月から職場がスムーズに回るのか、職場が混乱しないのか心配です。総務部長の見解を伺います。

以下、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。南海トラフ海底地震津波観測網の整備についてであります。

南海トラフ海底地震津波観測網は、N-netと呼ばれておりますが、これを整備することによりまして、これまでよりも地震や津波を早期に検知することができると言われております。県民の安全確保や早期避難に大いに役立つものと期待しているところであります。このため、その早期整備に向けまして、私自身、文部科学省などに直接出向き要望を行うとともに、知事会などを通して働きかけをしてきたところであります。

この結果、今年度から5カ年の計画で整備が開始されたところでありまして、串間市を初め関係者の協力のもと、観測網のルート確定のための海洋調査などが実施されております。

来年度は本格的に工事が始まりますことから、県としましても、工事が円滑に実施されるよう、国と関係者との調整などへ協力を行うとともに、早期の整備と運用開始が図られるよう、国に対し、私自身も引き続き要望してまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○総務部長(武田宗仁君)〔登壇〕 お答えいたします。会計年度任用職員制度についてであります。

知事部局におきましては、現在、臨時的任用

の職について、それぞれの所属の意見を聞きながら、業務内容や業務量等を把握した上で、来年度からの円滑な業務遂行に支障がないよう、会計年度任用の職について設定を行ったところであり、その結果、今回、パートタイムの会計年度任用職員として任用することとしたところであります。

会計年度任用職員は、毎年度設置される職でありますので、今後とも、それぞれの職場の実態を十分に把握して、フルタイムの任用も含め、その業務内容や必要性について検討しながら、配置してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長(瀬戸長秀美君)〔登壇〕 お答えいたします。無電柱化についてであります。

無電柱化につきましては、道路の防災性の向上を初め、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観形成の観点からも、大変重要な取り組みであります。

このため、県管理道路につきましては、緊急輸送道路や主要な駅周辺で、これまでに約12キロメートルの整備を行ったところであり、現在、4路線、約4キロメートルについて工事を進めております。

さらに、平成30年11月に策定しました「宮崎県無電柱化推進計画」に基づき、3路線、約3キロメートルについて設計を進めており、来年度から、国道269号の都城市栄町地区などにおいて工事に着手することとしております。

県としましては、安全安心なまちづくりに向け、引き続き、電線管理者等と連携しながら、無電柱化の推進に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○満行潤一議員 ありがとうございます。

総務部長、先ほど御答弁いただきましたが、フルタイム化等も考えて検討していきたいということです。混乱が生じたら、即対応いただくような取り組みを、ぜひ、後任の方にも引き継ぎをいただきたいと要望しておきたいと思います。

防災・減災を支える地域防災活動組織支援についてお伺いします。

本県では、防災士の養成、自主防災組織への資機材の支給など、地域の防災活動組織への支援を行っています。

地域自治会や自治公民館などの地域コミュニティだからこそできる取り組みを推進し、地域密着でしかできない活動を展開して、行政など公助の限界をカバーしていかなければなりません。災害リスクの増大と少子高齢化の進展の中で、自主防災組織がより強くなることが求められています。住宅の耐震補強は言うまでもなく、家具の転倒や通電火災の発生を防止する取り組みなど、予防的な活動の推進を図ることが期待されています。避難誘導や安否確認、さらには避難所運営などをコミュニティ主体で進めることも期待されています。高齢者や障がい者などの要支援者を支える地域活動の強化も、自主防災組織には欠かせません。防災・減災を支える地域防災組織支援について、一層充実すべきではないかと思えます。県の考えをお聞きます。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 自主防災組織は、地域における「共助」を担う組織であり、その活性化は大変重要であると認識をしております。

このため、県におきましては、自主防災組織を対象にしまして、防災士出前講座を実施するとともに、市町村と連携しながら、研修会の開

催を初め、資機材整備や避難訓練への支援などにより、その活性化に取り組んでいるところでございます。

今後とも、「共助」の重要性について、県民に対し、さらなる周知・啓発を図ることを通しまして、自主防災組織への参加を促すとともに、自主防災組織の活性化がより一層図られますよう、市町村の意見も伺いながら、支援策について検討してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、ハードディスクドライブ神奈川県行政文書流出についてです。

神奈川県でファイルサーバーとして使われたハードディスクドライブが、リース終了後にデータが完全に初期化されずにネットオークションで転売された事件は、「世界最悪級の流出」とも言われ、IT企業ならずとも震撼した事件と言われています。オークション落札者が市販ソフトでデータを復元し、残存データの存在を確認し、朝日新聞に情報提供したことで、公文書の大量流出が明らかになりました。

本県のリース物件等のハードディスクドライブ引き渡しの契約書にも、秘密保持に関する事項もあるはずです。サーバーやパソコンを処分する際の情報漏えい対策にどのように取り組んでいるのか、お伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 神奈川県の事案では、処分したサーバーのハードディスクから、税に関する個人情報を含む大量のデータが流出したと報道されておりまして、大変大きな問題だと受けとめております。

本県では、不要となりましたサーバーやパソコンを処分する場合には、ハードディスクなどに穴をあける物理破壊や、専用のソフトウェアによるデータの消去を行いまして、全ての情報が復元できない状態にしております。

また、こうした措置は、原則として、職員がみずから行うか、職員立ち会いのもとで業者が実施しております。また、職員が立ち会えない場合には、必ず写真やデータの消去証明書などの証拠書類を提出させているところであります。

情報漏えい対策は、個人情報の保護や行政の信頼を確保する上で最も重要な取り組みの一つでありますので、不正アクセスやウイルス攻撃などへの徹底した対策を行うとともに、情報セキュリティ研修による職員の意識向上を図るなど、今後とも万全を期してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、体感治安の確保について、警察本部長にお聞きします。

全国の刑法犯認知件数は年々減少しています。2002年（平成14年）の285万件がピークで、2018年（平成30年）は81万件余となり、前年に引き続き戦後最少を更新しています。本県も大きく減少しています。全国では、防犯ボランティア団体との連携が功を奏し、窃盗犯が大幅に減少したのが主な要因と報道されています。特殊詐欺の件数も減っていますが、1件当たりの被害額は大きく増額しており、また、サイバー犯罪、知能犯罪の巧妙化が気にかかります。本県の取り組み状況をお聞きいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 本県の刑法犯認知件数は、平成14年に最多の1万7,703件となりましたが、その後、全国的に官民を挙げて犯罪抑止対策に取り組んだ結果、昨年は、過去最少の3,993件でありました。

認知件数が減少した主な要因につきましては、警察による検挙活動や街頭活動のほか、積極的な防犯情報の提供、防犯機器の普及促進、あるいは、防犯ボランティア等と連携した見守

り活動や、関係機関・団体との「犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定」の締結などの各種対策が、犯罪防止に大きな効果があったものと考えております。

今後とも、官民一体となって県民の安全・安心の確保に努めてまいります。

○満行潤一議員 今後とも、民間団体とかボランティア団体と、ぜひタッグを組んで頑張りたいと思っています。

次に、学校の働き方改革について、教育長にお伺いいたします。

まず、働き方改革推進モデル校の成果と課題について伺います。

2月10日に、それぞれのモデル校が工夫した事例の発表会を開催されたようです。モデル校の取り組みによって明らかになった成果と課題について伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 県教育委員会では、本年度、小学校3校、中学校3校、県立学校は特別支援学校を含む3校を、働き方改革推進モデル校に指定しまして、昨年3月に策定しました「学校における働き方改革推進プラン」に基づいた取り組みを進めております。

取り組みの成果としましては、「会議や行事の見直しに加え、スクールサポートスタッフや部活動指導員などの活用により教職員の負担軽減を図ることで、子供たちと向き合う時間がふえた」「職員の働き方改革への意識が高まった」などの報告を受けております。

一方、課題としては、「働き方改革に対する保護者や地域の方々への理解を得ることが難しかった」「教頭の長時間業務を解消するまでには至らなかった」などの報告を受けております。

○満行潤一議員 学校における働き方改革プラ

ンについてです。

学校ごとに教職員に週1回以上の原則定時で退校するリフレッシュデーの設定が、昨年4月から導入されました。定時退校日の設定状況と設定後の成果について伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 定時退校日につきましては、プランに基づき、本年度から県内一斉の取り組みとして推進しているところであります。

本年度につきましては、県内ほとんどの公立学校において、学校や地域の実態に応じて定時退校日が設定されております。

学校からは、退校時間を意識して計画的に業務を進めるようになった、学校全体で定時に退校しやすい雰囲気になったなど、多くの成果が挙げられております。

○満行潤一議員 次に、給特法についてであります。

給特法の一部改正をする法律が可決、成立しました。7条では時間外労働の規制が設けられましたが、罰則規定はありません。学校現場の状況によっては、持ち帰り残業がふえるおそれもあるのではないかと心配します。

さて、改正給特法では、客観的な勤務時間の管理を重視しています。文科省調査によれば、客観的な勤務時間管理システムでの把握方法、本県は26%です。

県立学校では、昨年度より、パソコンを利用するタイムカード機能「ミライム」による教職員の出退管理を実施しています。大変便利な機能も多く備わっているものの、出退勤管理の運用実態としては、自己申告の要素がまだ多く含まれているとの現場の意見もあります。

改正給特法の成立によって、現在運用されているミライムが、それに対応していると考えて

いるかどうか、教育委員会の見解を伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 客観的な勤務時間の把握方法とは、労働関係法令におきまして、タイムカードやパソコン等の使用時間の記録等によって把握する方法となっており、現在の県立学校で運用しています方法は、これに沿ったものであると考えております。

なお、このシステムには、本人による後日の修正が可能であるなど、自己申告の要素が含まれておりますが、これは、文部科学省のガイドラインに従いまして、勤務場所を離れて業務を行った場合などに修正するための機能であります。

今後も、システムが適切に運用され、客観的な勤務時間の管理が徹底されるよう、県立学校への指導を行ってまいります。

○満行潤一議員 市町村との連携です。

規則の制定や長時間労働是正の取り組みなど、実効ある施策にするためには、市町村教育委員会との連携が重要になると思います。どうなっているのか、お伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 現在、県教育委員会では、給特法改正の趣旨を踏まえた教職員の長時間業務解消に向け、学校閉庁日や部活動休養日の設定などの取り組みに加えまして、家庭や地域に対して、働き方改革に対する理解と協力を求めるメッセージを配布するなど、市町村と連携した県内一斉の取り組みを進めております。

また、県と市町村が一体となりまして、公立小中学校に、統一した公務支援システムの導入を計画しているところでありまして、本議会に関係予算をお願いしているところであります。

今後は、市町村においても、給特法改正の趣旨を踏まえ、長時間業務解消に向けた具体的な

取り組みが進むよう、密に連携を図ってまいります。

○満行潤一議員 4月から学校の先生たちのサービスが落ちたとかいう保護者の声がないように、ぜひ、真の長時間労働是正の取り組みをお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

次に、感染症対策についてお伺いいたします。

初当選して初の登壇が平成11年6月議会の一般質問でした。その中で感染症について質問しています。前年の10月に伝染病予防法が廃止され、新たに感染症法ができました。それまであった隔離病舎は廃止され、感染症の隔離は原則行わず、エボラ出血熱、ペスト、SARSなど限られた感染症のみ指定医療機関に入院させると変わりました。

今回、新型コロナウイルスが政令によって指定感染症に指定され、2類感染症と同類の扱いとされました。私は、なぜ罹患者全員を指定医療機関に入院させなければならないのか、理解できません。

1月に中国大陸であれだけの患者が発生しているのに、水際作戦で国内に感染者を入れないことなど、ボーダーレスの現代にできるはずがありません。既に国内感染期に入ったと考えるのが妥当だと思います。

クルーズ船に閉じ込めているより、いかに早くハイリスクの高齢者などに適切な医療を提供すべきかが大きな課題であったはずです。限られた医療資源を、ハイリスクである高齢者や基礎疾患などの有病者へ投入し、感染を防ぐことです。老人ホームなど、高齢者福祉施設入居者への対応が急がれます。

現在の間違った情報の中で、死者が1人出

た、2人出たと大騒ぎの現状では、本県で新型コロナウイルスの感染者が出たら、県民はパニックになると思います。インフルエンザ対策と同じ対応でいいはずです。県民への正しい情報提供・啓発が重要だと考えますが、福祉保健部長の見解をお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナウイルス感染症につきましては、季節性インフルエンザと同様に、飛沫感染と接触感染によりうつるものでありまして、罹患しても軽症である例も多い一方、長引くせきや強いだるさを感じ、肺炎等重症化することもありまして、特に御高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすいとされております。

対策としましては、議員御指摘のとおり、日ごろのインフルエンザと同様の対策をしっかりと行うことが重要であることから、県では、啓発のためのチラシを作成し配布するとともに、ホームページやメディアを通じて周知を行っております。

まさに今が極めて重要な時期であることから、日常生活で予防策に取り組まれるよう、これからも県民の皆様に対して周知してまいります。

○満行潤一議員 次に、大量発生時の対応についてです。

県内の感染症指定医療機関第一種が1床、第二種は7施設で、合計30床です。

県内で1人でも患者が出たら、指定医療機関は通常の診察はできないぐらいパニック状態に陥ると予想されます。さらに10人、20人と大量の感染症患者の発生時の対応についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県では7施設で30床を確保しており、基本的には第二種感

感染症指定医療機関で対応できると考えておりますが、地域で感染数が大幅にふえた場合、第二種感染症指定医療機関だけで対応することは困難になることも想定されます。

その場合、国の基本方針にありますように、県としましては、集中治療を要する重症者を受け入れる医療機関の確保など、必要な医療の提供ができるよう、県医師会や医療機関等と連携を図っているところであります。

○満行潤一議員 現場は本当に大変だろうと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

香港事務所、上海事務所の対応についてです。事務所閉鎖の期間が延び延びとなっていますが、対応状況について伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県の海外事務所としては、香港に県職員2名及び現地スタッフ2名を、上海に現地スタッフ1名を配置し、県産品の輸出促進や観光誘客等の業務を行っております。

今回の中国における新型コロナウイルスの感染拡大の状況等を踏まえ、現在、両事務所は閉鎖をしております。

また、外務省より、中国国内に滞在する邦人の早期帰国を至急検討するよう呼びかけがあったことから、香港の県職員については一時帰国させ、経過観察を行いながら、派遣先の県物産貿易振興センターで業務に当たらせております。なお、事務所業務につきましては、当面の間、現地スタッフが在宅にて行っているところであります。

今後とも、現地情報の把握に努め、情勢に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、全国一律の学校一斉休業についてであります。

新型コロナウイルスでは、これまでのところ子供の感染者がとても少なく、重症者がいないことがわかっていることから、政府の専門家会議のメンバーで小児科医の岡部信彦氏は、「専門家会議でも休校は諮問されず、提言もしていない」、平成21年（2009年）に新型インフルエンザが流行したときは、子供の患者が多いことが予測され、高校生の患者が国内で最初に見つかった神戸市では、小中高を一斉に休校したことで感染を抑え、流行をおくらせる効果があったが、一方、今回の新型コロナウイルスでは、感染が相次ぐ地域と、そうではない地域の差が大きいことも指摘し、「全国一律の休校が効果的であるとするには科学的根拠は乏しい」と話されています。

安倍総理の要請に基づき、文科省より学校の一斉休業が要請され、宮崎県でもそのとおりに対応することとされ、多くの学校がきょうから休業に入っているのだと思います。

政府の判断に疑問を持つ思いはたくさんありますが、一旦、それは横に置いて、児童生徒を抱える家庭から多くの不安の声が上がっています。

突然の決定によって、大方の世帯が就労している現状において、どの職場も2週間も3週間もなかなか休めない。また、それを休むことによる収入の低下もあり得る。いろんな問題が次から次に惹起されます。

中には、医療機関や高齢者福祉施設などに勤務していて、休むと患者や利用者の受け入れを制限せざるを得ない施設等も数多くあり、事態は深刻です。

保護者が対応できる家庭はまだよいでしょうが、長期間休めない場合、子供はどう過ごすのか。特に、低学年の児童や発達に支援を要する

子供たちをどう見守るのか。2週間もの間、子供たちが自宅にこもって、事件事故に遭遇しやしないか。保護者の心配もわかります。学童保育を利用する場合でも、放課後の保育を目的としており、給食ありません。多くの保護者から困惑が広がっています。教育長の所見をお聞かせください。

○教育長（日隈俊郎君） 新型コロナウイルスへの対応につきましては、これまでも他の都道府県において児童生徒等の感染例が報告されており、一部の自治体では、地域全体の学校を臨時休業にする動きも出てきておりました。

このような中、御案内のとおり、感染の流行を早期に収束させるためには、ここ1～2週間が極めて重要な時期であるということで、文部科学省より、今回の要請が先週金曜日になされました。

この要請を受けまして、県教育委員会としては、子供たちへの感染防止を最優先課題と捉えまして、実施の可能性や当面の課題等を確認の上、国の方針に沿った当面の対応を決定したところであります。

保護者の皆様におかれましては、御心配なことも多いと存じますが、今後も、学校はもとより、市町村を初めとする関係機関との連携を密に図りながら、さまざまな対応に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

○満行潤一議員 全国では、独自の判断で家庭で見ることが難しい低学年の児童や支援学校の児童などについては、学校で見ますという対応をとっている自治体もあるようです。県内にも幾つかあるとお聞きしていますが、宮崎県内の市町村教育委員会にも、そのような柔軟な対応を要請することは考えていないか、お尋ねしま

す。

○教育長（日隈俊郎君） 今回の臨時休業の措置により、小学校低学年の児童など、一人で過ごす子供たちへの対応が心配されるところであります。

まず、その対応といたしましては、保護者の休暇取得の促進に加え、放課後児童クラブや放課後子ども教室等の時間延長を行い、朝から受け入れるなど、地域の受け皿が必要になるものと考えられますので、早急な対応の検討を進めております。

しかしながら、そのような子供たちに対して十分な対応ができないことも予想されることから、現在、全庁を挙げて、さらなる対策について、検討しているところであります。

県教育委員会といたしましても、児童の置かれた状況や地域の状況によっては、学校における柔軟な対応について、市町村教育委員会等と協議してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 現状においては、県内は発生していない。この現状を鑑みると、柔軟な対応ができるんじゃないのかなと思いますので、引き続き対応をお願い申し上げたいと思います。

インフルエンザについてです。新型コロナウイルスに隠れて、インフルエンザの対策が後手に回っているのではないかと危惧しています。

新型コロナウイルスで死者が1人出た2人出たと大騒ぎの現状ですが、冷静になってインフルエンザの死亡者数を見てみると、平成27年、全国2,262人、宮崎県50人、平成29年、全国2,569人、宮崎県37人亡くなっています。昨年1月1カ月間の死亡者数は、全国で1,685人、1日平均54人が亡くなっています。圧倒的に毎年発生する季節性インフルエンザのほうが危ないということです。

インフルエンザによる死亡者数は、近年ふえてきています。近年の死亡者の8割以上は65歳以上の高齢者です。ハイリスクからどのように自分自身を守るのか、改めて県民に対して周知・啓発が重要だと思います。インフルエンザ対策の考え方をお尋ねいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県内のインフルエンザの発生動向を見ますと、流行の始まりは早かったものの、県民の皆様の感染予防に対する意識の高まりもあってか、現状では、今シーズンは例年に比べ、定点当たりの報告数は少ないところです。

季節性インフルエンザの対策としましては、新型コロナウイルス感染症の予防策と同様に、まずは石けんやアルコール消毒などによる手洗いを徹底すること、せきなどの症状がある方は、せきエチケットを行っていただき、持病がある方や御高齢の方は、できるだけ人の多い場所を避けるなどの注意が必要です。

県民一人一人が正しい予防法についての理解を深め、予防策に取り組んでいただけるよう、さまざまな機会を通じて周知に努め、感染予防の徹底を図ってまいります。

○満行潤一議員 次に、保健・医療・福祉の充実についてお尋ねをいたします。

まず、福祉施設入居者失踪事件のその後の対応についてであります。

昨年7月、福祉施設入所の夫婦が失踪し、発見された際には、夫が妻を殺めていた事件が昨年報道されました。これについては、11月議会で岩切議員も取り上げています。

厚生常任委員会の1月の閉会中審査にその経過報告がなされ、「施設の対応について重大な瑕疵はなかったと認識している」との説明でした。

私も、この事案は施設の側に不備があったと考えているわけではありません。しかし、福祉施設の不備も瑕疵もなかった中で、どうしてこのような悲惨な事件が発生したのかということ、しっかり検証しなくてはならないのではないかと考えています。部長はどうお考えでしょうか。

また、常任委員会で提出された報告書には、「同様な事案が発生しないよう、適切な処遇などについて指導する」という文言で、今後の対応が書かれています。適切な処遇とはどのような内容を指すのか、適切な処遇を指導するというのは可能なのか、部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 御指摘のような重大事案が起こった際には、発生の経緯や施設の対応等について問題がなかったかどうか、確認を行うことが重要であるものと認識をしております。

この事案につきましては、施設からの報告を受けまして、書面での調査や、直接、職員からのヒアリングなどを行い、対応状況を確認、検証しましたところ、法令や安全管理方針に基づき適切に行われていたと確認しております。

しかしながら、このような事案が発生したことを重大に受けとめ、職員間の連携や見守りの徹底、個々の入所者の心身の状態に合わせた処遇などについて、再度、職員への意識づけや研修等によるさらなる支援技術の向上など、再発の防止について指導を行ったところであります。

○満行潤一議員 高齢である当事者にも、当然守られるべきプライバシーも名誉もあると思います。新聞報道など、限られた情報しかありません。だから、私は委員会議論を通じて、なぜ不備も瑕疵もない中、このようなことが発生す

るのか、しっかり議論をして、この施設と同様に支援を要する高齢者の生活を支える施設に、重要な教訓を共有化させていく必要があると考えています。

子供の虐待については、児童虐待等死亡事例検証報告書というのが公開されています。社会福祉審議会児童福祉専門部会分科会検証部会において議論されています。

今回の事案は、このようなレベルでの検証が必要と考えますが、部長はどうお考えでしょうか。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、この事案につきまして、発生翌日に、施設より事案の経過や対応状況について報告を受け、1時間ごとの居室確認や、施設周辺などの搜索、警察への連絡などが不在確認後直ちに行われており、施設の安全管理指針に基づき、対応が行われていたものと確認をしております。

また、施設に直接出向いてヒアリングなどを行い、改めて、法令や基準に基づいた対応が行われていたことや、施設や設備の状況について、現地及び書面により確認、検証を行うとともに、再発防止等の検討について指示をいたしまして、施設では、センターの増設や職員の資質向上のための研修、入所者の相談体制強化などを行うこととしたところであります。

県としましては、今後とも、高齢者施設等に対して、実地指導や集団指導の機会を通じて情報の共有を行い、利用者の適切な処遇や事故の未然防止等について、指導を徹底してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 私なりに、もしかしたらこういことだったんじゃないかなという思いも持っています。

今、部長が言いましたように、施設基準を満

たす適切な人員配置であっても発生したということなら、基準そのものが課題となります。また、十分な人員であっても、そのチームワークにほころびがあれば機能しません。

大切な人命が失われたことを重大に受けとめて、しっかりと原因究明を行うべきと考えますが、知事の所見を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 今回の事案におきまして大切な命が失われたことは、大変残念に感じております。心よりお悔やみを申し上げます。

今回の事案につきましては、県と施設設置者等におきまして、できる限りの検証を行ったところではありますが、発生した事実を真摯に受けとめ、このような痛ましい事案が繰り返されることのないよう、利用者支援の面や施設整備の面でさらなる改善ができることはないかという意識を持ち、関係機関が一体となって支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、医師確保計画の策定についてであります。

本県は、産科、小児科などの診療科や、僻地における医師確保は困難をきわめてきています。一方で宮崎東諸県医療圏は、県内医師数の半数を占めています。医師確保には、市町村や大学、医師会との連携強化も重要です。医師の県央部偏在解消を目指した医師確保計画の概要について、お伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 今回の医師確保計画につきましては、平成29年度に定めた第7次医療計画に、「医師の確保に関する事項」として、医師確保の方針、医師偏在指標に基づく目標医師数及び目標達成に向けた施策等を追加するものであります。

国から示された医師偏在指標では、本県は全国下位3分の1に位置する医師少数県とされ、

県内7つの二次医療圏のうち、5つが下位3分の1に位置する医師少数区域とされたところがあります。

計画では、令和5年度における本県の目標医師数を2,608人とし、今後、宮崎大学や県医師会等と連携しながら、キャリア形成プログラムの適用を通じた医師の配置調整や、地域枠の継続的な設置等の施策を実施することで、医師の偏在解消に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 次に、公立・公的医療機関の具体的対応指針の再検証について伺います。

再編・統合議論が必要との本県公立病院4、公的医療機関3が公表されました。厚生常任委員会の県北調査で伺い、本県の小児医療に重要な役割を担っていることが再認識できた国立病院機構宮崎病院も含まれています。どの医療機関も、医師確保等に苦勞されながらも、また経営環境も厳しい中であって、地域医療を守るために必死に頑張っている施設です。

今回、施設名を公表したことにより、「病院がなくなるとの住民不安をあおった」と、全国の自治体から多くの批判・不満の声が上がっています。「いたずらに住民の不安をあおり、医療スタッフの人材不足に拍車をかける暴挙」とか、「効率的な医療供給体制の整備だけを考えるとしか思えない」など、少子高齢化の進行に苦悩しながらも、医療過疎にならないよう頑張っている医療現場からの切実な、悲痛な声です。

その後の県の動き、状況についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本年1月に国から発出された通知を受けて、本県では、対象の7病院についてヒアリングを実施し、あわせて、将来方針の再検討について各病院へ依頼し

たところであります。

現在、それぞれの病院において再検討が行われておりますが、今後、各病院の方針がまとまり次第、各地域の調整会議で協議が進められてまいります。

県としては、今後とも、住民の方々が不安を抱かぬよう周知に努めるとともに、県民が安心して適切な医療が受けられる体制の確保に向け、各対象病院や地域医療構想調整会議の協議等における地域の意向を十分に尊重しながら、必要な支援、協力を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 よろしく申し上げます。

次に、県西部の救急医療対策の強化についてです。

本県では、二次医療圏ごとの24時間365日の救急医療体制の構築が不可能になっている地区がふえてきました。

県西部には県立病院がなく、都城市郡医師会病院や西諸の公立病院3病院が日夜頑張っていると思います。とりわけ都城市郡医師会病院の役割は大きなものがあります。西諸地区、串間市、鹿児島県曾於市、大隅半島、広範囲の住民からも利用されています。

一次救急や二次救急では対応できない重症・重篤患者に対して行う三次救急の指定病院（救命救急センター）は、延岡病院、宮崎病院、宮崎大学附属病院の3施設です。

これまで幾度となく、県西部に三次救急施設の整備を要望してきましたが、国が認めてくれないとの理由で整備は進んでいません。三次施設に近い医療サービスが提供できるよう、施設整備について県に御努力をいただきたいと思います。県西部の救急医療体制についてどのように考えているか、お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県西部におきましては、都城市郡医師会病院や国立病院機構都城医療センター、藤元総合病院等が、救急医療の拠点としての役割を昼夜分かたず献身的に果たしていただいていることで、都城北諸県医療圏のみならず、広域に救急医療体制が維持されているところであります。

この体制の維持・充実に図っていくことは、県民の安心・安全の確保の観点から大変重要な課題であると認識しておりますので、今後とも必要な支援について、国庫補助制度等を最大限活用しながら取り組んでまいります。

○満行潤一議員 次に、児童虐待の対応についてです。

児童相談所の機能強化、特に児童福祉司の増員が何より急がれます。

警察、市町村など関係機関と連携をとって日夜取り組んでいただいている皆様に、敬意を表します。

悲惨な虐待事件が起こるたびに、加害者批判以上に、行政は何をやっているんだと行政批判が起こります。新年度の地方財政計画では、児相強化のために576人増員となっています。

昨年8月に発生した鹿児島県出水市の4歳児が死亡した事案では、児童相談所の説明が二転三転し、また出水市長が、事件前の市の対応について、「不適切どころがあった」と謝罪するなど、行政に厳しい視線が注がれていました。三反園知事は9月議会冒頭に、「児童福祉司の増員など児相の体制強化を図る」と述べています。

悲惨な児童虐待事案が発生してからでは遅過ぎます。一日も早い児童相談所の機能強化が求められていると思います。部長の見解を伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 議員御指摘のとおり、児童相談所につきましては、児童福祉司の増員を初めとする体制及び専門性の強化が必要と認識をしております。

このため、児童虐待相談対応件数が最も多い中央児童相談所において、本年4月より、相談支援体制を1課3担当制から2課4担当制に再編をいたします。

また、児童相談所の児童福祉司等につきましても、国の基準に基づき、必要な人員を計画的に配置することとしております。

あわせて、令和2年度予算の新規事業としてお願いしております「児童相談所法的対応体制強化事業」において、弁護士を配置することによりまして、迅速・的確な法的対応を行うなど、児童相談所の専門性の強化も図ってまいります。

○満行潤一議員 非常勤の弁護士、それも大事だと思いますけれども、やはり正規の職員をしっかりと配置いただくことがレベルアップにつながると思いますので、ぜひ御努力をいただきたいと思います。

要望ですけど、南部福祉こどもセンターの執務スペースが本当に狭過ぎる。早急な対応を、ぜひ、部長に現場を見ていただいて、私が言っていることが行けばわかると思いますので、お応えいただきたいと思っています。

次に、農業政策について伺います。

平成30年の農業産出額が、3,429億円で95億円減少したものの、5年連続で第5位となりました。

本県は国内有数の農業県ですが、少子高齢化、担い手不足など、農業を取り巻く環境は厳しさを増し、課題は山積しています。本県の基幹産業として位置づける農業を次世代に引き継

ぐためにも、今後どのように取り組んでいくのか、知事にお聞きします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の農業産出額は、平成22年の口蹄疫発生後には2,874億円まで落ち込んだものの、関係者一丸となった畜産の再生、復興等の取り組みによりまして、近年は3,500億円前後で推移しているところであります。

一方で、担い手の高齢化や労働力の減少、経済連携協定の拡大による国際競争の激化など、本県農業はさまざまな課題に直面をしております。

このような中、本県農業をしっかりと次世代に引き継いでいくためには、多様な人材の確保・育成はもとより、省力化や生産性向上を目指したスマート農業や、基盤整備、農地集積等によって生産基盤を強化することで、担い手が将来に希望を持てる環境を整備するとともに、先人の皆さんが培った経営資源を円滑に承継できる体制の構築を、一層進めていく必要があると考えております。

加えて、輸出の促進による販路の拡大やフードビジネスの振興など、農業者がもうかり、関連産業を含めて地域が活性化される取り組みを、現在策定中の次期農業・農村振興長期計画にしっかりと位置づけ、持続可能な魅力あるみやざき農業の実現に向けて、積極的に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 次に、アジア地域の消費拡大によって、日本産牛肉の輸出が金額、数量とも過去最高になりました。

新都農工場も整備され、本県の輸出戦略も新たな段階に差し加かってきていると思います。輸出量は国内生産額の2～3%にすぎず、なお拡大余地があると言われます。中国向けも解禁

を控え、本県の輸出増の期待も高まりますが、年々、他県との競争も激しさを増しています。

牛肉輸出の現状と今後の展望をお伺いいたします。

○農政水産部長（坊藺正恒君） 本県の牛肉輸出は、これまで関係機関と県が一体となった営業や、相手国の食文化等に応じたプロモーション活動などを進めてきたことによりまして、平成30年度は、米国、香港、台湾など17の国と地域に対し470トンと、過去最高を記録いたしました。

また、昨年、最新鋭の食肉処理施設が完成し、8月からはEUへの輸出が開始され、その後、継続的に輸出が進められております。

今後、人口減少により国内市場が縮小する中、日米貿易協定による低関税枠の拡大や、先ほどありました、中国への輸出再開に向けた動きなどは、輸出拡大の大きなチャンスと捉えております。

このため、国や関係団体、パートナー企業と連携し、相手国等の情報収集に努めますとともに、日本一の称号を獲得した宮崎牛の強みを生かし、輸出拡大にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 宮崎県事業引継ぎ支援センターと共同して開催した「宮崎県移住セミナー」に、農政水産部もかかわっています。本県への農業の事業継承や新規就農は難しい課題だろうと思います。その効果、実績と今後の展望をお聞かせください。

○農政水産部長（坊藺正恒君） 就農に当たりましては、農地等の確保や技術習得が必要となりますことから、県では、県外での就農相談会や移住セミナー等を活用し、本県農業の魅力や就農のための支援策など、就農促進に向けたP

Rを、毎年20回程度実施しているところであります。

また、就農希望者に対しましては、農業法人等での派遣型の農業体験や、県内13カ所のJA等のトレーニング施設で、実践的な技術等の習得を支援しております。

これらの取り組みによりまして、県外から毎年80名程度が、雇用就農を含めまして、本県で就農をしております。

今後、就農者をさらに拡大していくため、市町村や関係団体と連携して、施設や農地等の営農情報に加え、移住に必要な住居等の情報提供など、受け入れ態勢の強化を図ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、国スポ後の主要施設の活用策について伺いいたします。

主要3施設の想定される整備費は、合計423億円です。まず、県有主要3施設の整備の進捗状況について伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国民スポーツ大会に向けた主要3施設につきましては、平成30年度に策定いたしました基本計画に基づきまして、現在、整備を進めております。

このうち、都城市山之口町の陸上競技場につきましては、造成の実施設設計と競技場の基本設計が、また延岡市の体育館につきましては、建物の基本設計が今年度完了し、来年度にそれぞれ実施設計等に着手することとしております。

また、宮崎市のプールにつきましては、現在、PFIの手法による整備について検討を進めておりまして、今年度中には実施方針を公表する予定としております。

いずれの施設も予定どおり進捗しておりますが、令和7年度に予定しておりますリハーサル大会までに確実に整備できますよう、着実に進

めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 完成後は、運営・維持費が発生します。大会後も広く県民に活用されるよう、現段階から、その視点を考慮した整備方針、運営方針が必要と思います。部長の見解をお願いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 議員御指摘のとおり、主要3施設につきましては、国民スポーツ大会の開催だけではなく、大会後も見据えて、どのように活用していくのが大変重要な課題であると認識しております。

これらの施設は、スポーツランドみやぎの全県展開に向けた拠点施設となるものでありまして、スポーツキャンプや各種大会の誘致等を図り、県内のスポーツ振興や地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

現在、このような視点を持ちながら整備を行っておりますが、大会後の活用が十分に図られますよう、引き続き、関係市や競技団体等と意見交換を行いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 最後の質問になりますが、陸上競技場整備に関する都城市との役割分担についてです。

都城市の負担額は20億円以下などと、昨年1月24日総務政策常任委員会提出資料ではそうなっています。その後も役割分担に変更はないのか、現状についてお尋ねいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 陸上競技場の整備に関する都城市との役割分担につきましては、昨年1月に県議会に御報告をしました内容のとおりでありまして、昨年の2月に都城市と協定を締結し、その後も変更はございません。

今後も引き続き、都城市としっかり連携を図りながら、整備を進めてまいりたいと考えてお

ります。

○満行潤一議員 ありがとうございます。

働き方改革、幾つか知事部局、教育長に質問しましたが、12月4日に給特法が成立しています。その成立後も閣議後の会見で萩生田大臣は、こう述べています。「学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦です。上限ガイドラインの策定、業務の役割分担・適正化、小学校における英語専科指導の充実等の教職員定数の改善や外部人材の確保などの取り組みを総合的に進めてこそ、成果が上がるものであると認識しております。こうした総合的な取り組みをさらに推進する一つのきっかけとなるよう、今回の法改正を契機として、今後とも集中的に学校現場での働き方改革を推進してまいります」と話されております。

ぜひ、法改正の趣旨を理解して、長時間労働の是正、真の働き方改革となるよう、切に希望しているところであります。

最後に、3月に退職されます職員の皆さん、本当に長い間御苦労さまでありました。今後とも引き続き、県政発展のために御努力いただきますよう、心から御祈念申し上げまして、全ての質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時0分開議

○山下博三副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、日高博之議員。

○日高博之議員〔登壇〕（拍手） 自民党の日

高博之でございます。

質問の前に一言申し上げます。本日から新型コロナウイルス対策の一環として、県内小中高、ほとんどの学校が臨時休校になります。急な総理の決断でしたので、教育長初め、教育委員会、現場の先生方には、昼夜問わず事務作業や連絡調整等で大変御苦労されたと察しております。その御労苦に心より感謝と御礼を申し上げます。

私の息子は中学3年生で、進学します。日向から遠い日南のほうに進学するので、寂しさもひとしおということで、きのう、最後の登校日でした。担任の先生や友達と涙涙の最後の別れをしたと、嫁がそう言っておりました。

しかしながら、国難でございますので、賛否あろうと思いますが、総理のこの決断、しっかりと重く受けとめて、1日でも早い収束を願いたいと思います。

それでは、質問をしてまいります。

まず最初に、東京オリンピック・パラリンピックの聖火リレーについてあります。

県内では4月26日、27日の2日間で、12市町13区間を約180人の聖火ランナーが駆けめぐります。また、セレブレーション会場が宮崎市とえびの市に設けられ、本県の伝統芸能やステージイベントなどが盛大に行われると聞いております。また、県民が聖火リレーに参加できる貴重な機会でもあります。私としては、県民一丸となって機運を盛り上げ、大会の成功につなげること、そして、県内外に宮崎県ならではの魅力を発信することが大切だと思います。

そこで、聖火リレーに向けて、県民参加の機会づくり、機運の醸成について、どのように取り組むのか、知事にお伺いいたします。

次に、本県の各区分ルートの出発地・到着地

は、例えば、高千穂神社から穂觸（くしふる）神社や、三股町多目的スポーツセンターから西部地区体育館などが選定され、私の地元では、大御神社からお倉ヶ浜総合運動公園が聖火ルートに決まっています。

そこで、こうした市町村ごとの魅力や特色をどのように伝えていくのか、知事にお伺いいたします。

次に、東京オリンピック・パラリンピックの合宿の受け入れ等についてお伺いいたします。

スポーツランドみやぎの新しい展開を考える上で、事前合宿の受け入れは非常に重要だと考えます。昨年、ラグビーワールドカップでは、日本代表やイングランド代表が相次いで合宿に訪れ、宮崎県を高く評価し、事前チームキャンプ地として選んでもらいました。

宮崎を選んでいただいた理由としては、練習施設と合宿施設が近くコンパクト性があること、宮崎の豊富な食材を使った食事環境、そして、何といても宮崎に来たら好成績が残せるという縁起のいいところだからだと思っております。そして、この流れを東京オリ・パラにつなげ、よりスポーツランドみやぎをアピールし、県内外から多くのキャンプ合宿を誘致することで、本県の経済や地域振興の活性化につなげていくことが重要と考えます。

本県では、東京オリ・パラの事前合宿にイギリスとカナダのトライアスロン、パラトライアスロン、そして、ドイツの陸上が既に決定をしております。

そこで、こうした東京オリ・パラ事前合宿等の受け入れを、今後のスポーツランドの取り組みにどう生かしていくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

最後に、サーフィンについてお伺いします。

平成29年に日向市お倉ヶ浜で開催された世界ジュニアサーフィン選手権、昨年、宮崎市木崎浜で開催された世界サーフィン選手権により、本県のサーフィン環境のすばらしさが高く評価されたと聞いております。また、世界に広く大会の模様が配信され、観光誘客や移住の取り組みにも追い風になっています。その追い風を捉える形で、今回の予算でサーフランドみやぎ推進事業が提案されています。

そこで、現在誘致に取り組んでいるサーフィン大会について、その内容を商工観光労働部長にお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

まず、聖火リレーの機運醸成についてであります。

オリンピック聖火リレーへの県民参加につきましては、全市町村から幅広くランナーを選出するという方針のもと、県実行委員会枠として45人のランナーを決定したところであります。パートナー企業枠を含め、本県ゆかりの約180人のランナーが選出される予定であります。

また、1月には、聖火リレーの実施を県民に周知するとともに、機運の醸成を図るため、これらのランナーにお集まりいただき、事前イベントを開催し、応援フラッグ及び横断幕の授与を行ったところであります。なお、パートナー企業枠を含めたこうしたランナーの集まりのイベントを行ったのは、本県が初めてだということであります。

この横断幕等につきましては、聖火リレーやオリンピックに対する県民の思いを掲載し、リ

レー当日、コース上に掲出するなど、県民参加型の聖火リレーとなるように計画を進めているところであります。

県といたしましては、半世紀ぶりとなる聖火リレーに向けまして、県民の参加できる機会がなるべく多くなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、各市町村の魅力発信についてであります。

聖火リレーは、多くの観客が見込まれ、また、全世界へのライブ配信が予定されているなど、地域の魅力を県内外にアピールできる絶好の機会と考えております。

リレーコースにつきましては、地元自治体とも協議の上、青島や西都原、飫肥城といった神話ゆかりの地や観光地、景勝地など、本県の実力や特色を発信できる場所を選定しております。日向市におきましては、議員からも御紹介がありましたとおり、大御神社からお倉ヶ浜総合公園までのコースを予定しております。

また、通過自治体等におきましては、ミニセレブレーションとして、地元団体による太鼓の披露や、古くから伝わる伝統芸能など、地域の特色を生かしたプログラムを実施していただくこととしております。

県といたしましては、国内外で注目が集まる聖火リレーの機会を大いに生かし、各地域ひいては本県の実力を最大限にアピールできるよう取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（井手義哉君）〔登壇〕

お答えします。

まず、東京オリンピック・パラリンピック事前合宿等の受け入れを生かした、今後のスポーツランドの取り組みについてであります。

現在、本県では、東京オリンピック・パラリンピックに向け、御質問にありましたとおり、ドイツ陸上、イギリスとカナダのトライアスロン・パラトライアスロンの事前合宿が決定しており、このほか複数競技につきまして、引き続き誘致活動が続けているところであります。

県といたしましては、まずは各国代表チームの好成績につながりますよう、事前合宿の受け入れをしっかりと行ってまいりたいと考えております。

その上で、トップアスリートを受け入れたノウハウや実績とともに、事前合宿に向けて整備を行いましたウエートトレーニング施設など、本県の実力した合宿環境を積極的に情報発信し、国内外のトップチームや社会人・学生のさらなる合宿誘致に取り組むことで、スポーツランドみやぎの一層のブランド力向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、サーフィン大会についてであります。

現在、誘致に取り組んでいる大会は、プロサーフィンの国際組織でありますワールドサーフリーグが主催する大会で、世界各地で開催されている大会の一つであります。

具体的には、10月下旬から11月上旬にかけて、アジアで初となる「CS10000」を日向市お倉ヶ浜に、また、その下のクラスの大会であります「QS3000」を宮崎市木崎浜に誘致したいと考えております。

この大会は、世界のトップサーファーや日本代表選手等、各大会200名前後の選手の参加が見込まれており、特に東京オリンピック直後の開催でもありますことから、大きな注目を集めるものと期待されております。

県といたしましては、ぜひともこの大会を誘致・開催し、「サーフィンの聖地宮崎」を、国

内外に向けて強力にPRしてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○日高博之議員 前回の東京オリンピックから56年ということで、初めて聖火リレーを見られる方が大半ではないかなと思います。私も、間違いなく、日本で開催されるオリンピックは今回が最初で最後だというふうに思います。

知事が答弁されていましたように、本県の魅力を惜しみなく最大限にアピールできるよう、お願いいたします。

また、サーフィンですけれども、10月下旬から11月上旬にかけて、アジア初となる「CS10000」を日向でということですが、ぜひ、この大会、世界大会の誘致の実績を踏まえて、この大会を成功させることで、サーフィン県宮崎をさらに世界へアピールしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、ダムツーリズム、いわゆるダムマニアオーガニゼーション、通称DMOの推進についてお伺いいたします。

平成30年の11月議会で鎌原副知事に、耳川水系のダムツーリズムについての感想とダムを核とした観光誘客の促進など、前向きな答弁をいただきました。

答弁では、上椎葉ダム湖のクルージングや西郷ダムの永遠の鐘、山須原ダムの国内最大級のラジアルゲート为例にとり、魅力的なインフラ施設が多くあるので、これらと周辺観光地や郷土料理などを組み合わせて観光誘客に取り組むことが、地域の活性化に大きく寄与する、そして、関係者が連携し、その魅力発信の取り組みを一層推進する必要があるというふうに答弁されたわけです。さすが国土交通省の将来のエースだなということを実感したわけですが、そのおかげで、今回のこのダムツーリズ

ム推進事業につながったと認識をしております。

そこで、ダムツーリズムの推進に向け、関係者と今後どのように連携し取り組むのか、鎌原副知事にお伺いいたします。

○副知事(鎌原宜文君) ダムツーリズムを推進する上では、ダム管理者や市町村、地元の方々など、関係者との連携が大変重要であると考えております。

昨年11月、九州電力が上椎葉ダムで「観光放流」を初めて実施した際には、地元の方々が特産品やダムカレーなどを販売する「椎葉マルシェ」を開催するなど、地域と連携した動きが出てきております。

県といたしましては、このような動きを踏まえ、ダムや周辺観光地に足を運び、関係者の皆さんとともに効果的な誘客について検討を行っているところであり、今後、さらに連携を密にし、フォトスポットなどの受け入れ環境の整備や、ダムを素材とした商品開発に一体となって取り組み、広く情報発信してまいりたいと考えております。

本県には、すぐれた技術力を感じ、歴史的価値を有する魅力的なダムが各地にありますので、それぞれの地域の魅力と組み合わせながら、ダムツーリズムをしっかりと推進してまいります。

○日高博之議員 鎌原副知事は、この耳川水系に幾度となく足を運ばれているわけであります。ダムのこともよく知っていると思いますし、おいしい食材、お酒などもよく知っているなど感心しておるのですが、今後とも、中心となってダムツーリズムを盛り上げていただきたいと思います。

次に、県総合運動公園のスポーツ施設について

てお伺いいたします。

県総合運動公園のスポーツ施設については、老朽化等が進んでいる施設もあることから、例えば木の花ドームの人工芝の不陸や雨漏りの対応など、改修や修繕について、利用者からいろんな要望がなされていると伺っております。

そこで、県総合運動公園のスポーツ施設に対する利用者からのさまざまな要望について、どのように取り組むのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 県総合運動公園のスポーツ施設につきましては、利用者が常に安全で快適に利用できるよう、環境を整えることが重要であります。

そのため、県教育委員会や県土整備部等の関係部局、そして指定管理者が連携をとりながら、利用者の声を把握するとともに、保守管理や維持補修等の管理運営に計画的に取り組んでおります。

このような中、施設によっては老朽化が進んでいるものもあり、木の花ドームの人工芝に関するものを初め、利用者からはさまざまな御要望や御意見をいただいております。

今後とも、こうした御要望等をお聞きしながら、関係部局等との密接な連携のもと、施設の適切な管理運営に努めていく必要があるものと考えております。

○日高博之議員 教育長には、ことし、サンマリスタジアムのベンチ前の人工芝の張りかえでは大変お世話になりました。原全権委任監督が絶賛しておりました。本当にありがとうございます。

それとは別に8日の日に原監督から呼ばれて、阿部二軍監督を紹介するからということで、サンマリスタジアムに伺ったんです。そ

の際に、「木の花ドームのあちらこちらに不陸があると、選手のけがにつながりかねないので、どうにかならないか」と。まさか監督の口からこういう話が出るとは思わなかった。見に行ったら、本当に不陸がひどくて、これはアウトだなと思いました。よく巨人もここまで我慢して使っているものだなと思っておりますが、ほかにも、ひむかスタジアムも老朽化している。いろんな問題がありますが、やはり、これで木花がスポーツの聖地と本当に言えるのかというと、その辺ちょっと疑問を感じるころもありましたので、宮崎キャンプ60周年が一つの区切りとならないように、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。知事もよろしくお伺いいたします。

次に、総務省が掲げる自治体戦略2040について伺います。

ことしの1月28日に、人口減少時代に適した地方行政のあり方について、総務省大臣官房審議官の森源二氏の講演があり、私ども県議会、各自治体の首長、行政関係者など、興味を持って聞き入ったところであります。しかし、私にはボリュームがあり過ぎて、正直、理解に苦しむものでした。ただ、わかったことは、遠回しに、しかも丁寧に、20年後の姿がこうだから、皆さん、私たちに従いなさいというメッセージに聞こえたのは、私だけでしょうか。しかも、文字が小さ過ぎて、本当に重要な事項を見落としかねない、手品にも似たトリックが隠されているようにも見えてしまいます。

圏域マネジメントと二層制の柔軟化の説明では、どう理解すればいいのか、わかりづらい文言が羅列されており、市町村の裁量を充実すると言いながら、場合によっては、トップダウンで圏域行政に誘導を促そうという姿が見え隠れ

しております。チョウのように舞って、蜂のように刺すということなのかなと思います。

そこでまず、「地方圏の圏域マネジメント」に書かれている「個々の制度に圏域をビルトインし、連携を促すルールづくりや財政支援、連携をしない場合のリスクの可視化等が必要」という表現、また、「二層制の柔軟化」に書かれている「核となる都市がない地域では、都道府県が補完・支援に本格的に乗り出すことが必要」という表現の解釈と考え方を、総務部長にお伺いします。

○総務部長（武田宗仁君） お話のありました総務省の報告書では、2040年ごろの人口構造の変化に対応する観点から、自治体が行政サービスを提供し続けていくための方策について、幾つかの提言を行っております。

このうち、「地方圏の圏域マネジメント」は、医療・福祉や公共交通の維持など、重要な行政課題を解決するために圏域を形成し、行政を運営していくとともに、市町村間の連携を促すための財政的な支援や、連携をしない場合の課題を明確にする必要性について述べられているものと理解をしております。

次に、「二層制の柔軟化」は、市町村が担うべき事務を県が代行したり、市町村間の広域連携を支援するなど、県が市町村を補完していくものであると理解をしております。

なお、現在、国において、地方行政体制のあり方に関して議論がなされておりますので、その動向について注意してまいります。

○日高博之議員 端的に言って、私が思うには、この圏域構想にくみする市町村については財政支援をします、でも、しない市町村については財政支援はしないと。言ってみれば、まさに平成の大合併を思い出すんですけれども、あ

れと同じあめとむちをちらつかせているというような感じを受けたわけです。

人口減少時代に対応していくためのスマート自治体、またSociety 5.0の実現、または未来カルテの手法など、そうした取り組みは、持続可能な社会を築くために当然必要なことだと私も理解しております。

しかし一方で、各市町村の首長さんは、ある意味、一国一城のあるじであり、自立自走のまちづくりを掲げ、人口問題、定住促進、少数社会の実現、そして人づくりに汗をかき、生き残りをかけています。

あのシンポジウムを聞いていて、私は、将来向かう方向性はみんな同じだというふうには感じました。何が違うかということ、私は価値観が共有されていない点かなと感じたわけでありす。しかし、価値観を共有するというのは非常に難しい。そういう首長さんたちと、どう議論してまとめ上げていくか。これはトップリーダーたる知事の役目、使命だというふうに私は思っております。

そこで、知事にお伺いします。総務省OBとしてではなく、宮崎県知事として、今後、地方行政のあり方について、市町村の首長さんたちとどう向き合っていくのか、そして、宮崎をこんなふうにしたいという夢、将来像をお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 私は、地方行政の本質とは、住民福祉の向上という観点から、県及び市町村が、自治組織やNPOなど多様な主体との連携・協働によりまして、さまざまな環境変化にも対応しながら、充実した行政サービスを持続的に提供していくことにあると考えております。

そのため、地方行政を推進するに当たりまし

では、パートナーである市町村長の思いに耳を傾け、議論を交わしつつ、地域の将来像を共有し、課題に対応すること、これが非常に重要であり、県政を担う私に課せられた使命であると考えておりまして、県と市町村の連携推進会議、また円卓トークなど、常に実践をしているところであります。

私が県民の皆様に約束しました「安心と希望あふれる宮崎」を築くためには、住民に最も身近な自治体である市町村との連携が極めて重要であると考えておりますので、今後とも、市町村にしっかり寄り添うとともに、国に対して主張すべきは主張するという姿勢を保ちながら、各種施策を実施し、地域の活性化、ひいては県勢の発展に結びつけてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 ありがとうございます。

先週、西米良村長ともちょっと話をしたんですけど、今の知事の答弁を聞いて、ほっとすると思いますよ。ですから、国に主張するところは主張する姿勢、この辺、すごくいいなと思ったので、ぜひ、よろしく願いいたしたいと思っています。

次に、少子化問題についてお伺いします。

先週、代表質問で二見議員から、福祉保健部長が育児休暇を取得した感想について質問がありました。答弁では、子育て支援の機運の醸成の一助になれば、また、育児の大変さを実感されたなど、感想を述べられました。育児休暇を取得する過程では、正直、賛否があったと察しますが、まずは実践することが大切であって、部長は、この経験を生かして、必ず一回り大きくなって帰ってくるであろうと信じておりました。見た目はちょっと育児疲れで痩せられたようには見えますけれども。私は、部長が育児

休暇を取得したことが、男性の育児参加をしやすい環境整備につながれば大変うれしいことですし、県庁内のみならず、県内の零細・中小企業にも波及すれば大きな意義があると思っています。

そこで、福祉保健部長として、育児休暇を取得したことについてどのような意義があると考えておるのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 今回、部長職として率先垂範という形で育児休業を取得させていただいたからこそ、育休の取得促進だけではなく、子育て支援施策の充実につながれるのではないかと考えております。

実感した個人、組織、社会の各面での意義や取得のための工夫を、早速、職員向け部長通信や総務部が企画した男性職員向け研修会で伝えたところであります。

個人としては、いわば目に見えない家事をしながら、言うことを聞かない子供の世話をするなどの負担感や、やまない夜泣きへの不安感などをみずから感じ、今後、子育て世代の負担感等をどう軽減できるのか、ヒントを得たと考えております。

組織面では、職場の協力体制づくり、段取り、工夫をした経験を働き方改革につなげます。

また、社会面では、男性が育休取得をきっかけに、家事・育児時間が長くなるという外国の研究結果や、夫の休日の家事・育児時間がふえると、第2子以降が出生しやすいという国の調査があります。私も、取得後の家事・育児時間がふえたところであります。

○日高博之議員 ありがとうございます。

育児休暇をとったということは、宮崎県の子育てを日本一に持っていくんだという意志も込

められていると、私は感じております。ですから、部長、前例をみずからつくるんだという気概を持って、これに取り組んでももらいたいと思います。

また、福祉保健部長の育児休暇取得へ背中を押したのは、知事だというふうに伺っております。私は、知事のこの英断を支持いたします。

しかし一方では、県の調査で、男性の3人に1人が「育児休業を利用したいが難しい」と回答し、民間企業にはハードルが高いということも浮き彫りになったと。

ですから、この部長の育児休暇の意義を一過性で終わらせるわけにはいきません。これを機会に、名実ともに子育て環境日本一を何が何でも目指さなければならないのではないかと、強く感じております。特に、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援体制、これはNHKでこの間やっていました。串間の子育て世代包括支援センター、ああいうのが、県域全体に広がれば、すごくいいことだというふうに思っています。

そこで、今後、少子化対策にどのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 今回の福祉保健部長の育児休業の取得につきましては、比較的好意的に受けとめられていると考えておるところであります。その経験を個人のものとしてとどめるのではなく、少子化対策の旗振り役として、今回、例えば予算案をお願いしております「子育て相談窓口ステップアップ事業」を初めとした子育て支援施策に、しっかりと生かしていくことが重要であると考えております。

特に、「ネウボラ」と言っておりますが、これは子育て先進国であるフィンランドの子育て支援制度におきます「アドバイスの場所」を意

味する言葉というふうに伺っておりますが、「子育て相談窓口ステップアップ事業」では、この宮崎版ネウボラを目指して、市町村と連携して子育て世代の不安感、負担感の軽減に努めることとしております。

今後とも、少子化対策として、これまで行ってきた切れ目のない支援をより強力に後押しし、さまざまな分野の力を結集して、さらに前に進めてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 子育ての宮崎版ということでありまして、先ほど部長が答えられた外国の研究の結果とか、国の調査などの成果、こういうのを取り入れていただいて、私が言うまでもないですが、子育て支援のトップランナーの推進を目指して、知事が中心となって、特化して予算をつけてやるんだぐらいの気概を持ってやってほしいなと思います。よろしく願いいたします。

次に、結婚を促していく取り組みについてですが、移住U I Jターンをいかにふやしていくかということも大切なことだと思います。

しかしながら、現在の少子高齢化の動きをとめ、人口増へと流れを変えていかないと、ある意味、焼け石に水ということにもなりかねません。

天野馨南子さんという専門家の書かれた「データで読み解く「生涯独身」社会」という本で紹介されているのですが、社人研の第14回、15回の出生動向基本調査によると、18歳から34歳までの独身男女のうち、「いずれ結婚するつもり」と回答した人が約9割で、この30年間大きく変わっていません。今の若い人たちは、そもそも結婚したくない人がふえているのだと思い込んでいた私にとっては、結構衝撃的な統計結果でありました。

また、社人研の出生動態基本調査及び厚労省の人口動態調査によると、全国の夫婦の持つ子供の数は、もう30年以上もの間、2人以上となっています。一方、全国の合計特殊出生率は、2人を大きく下回っている。この差の原因は、女性の未婚にあるというふうに書いてありました。

このように、結婚したいと思っている若い人が約9割いて、結婚している人の多くが2人の子供をもうけているという統計から言えることは、結婚を促す施策に注力をしていく、そして結婚する人がふえていけば、少子化に歯どめがかかる可能性があるということです。特に中山間地域に住む若い人は、出会いの場がなく、やはり結婚のきっかけさえつかめないのが本音であって、私の友人や後輩、先輩も独身が本当に多いのが現実であります。

そこで、中山間地域における結婚支援の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 中山間地域におきましては、未婚男性の数に比べ、未婚女性の数が少なく、なかなか出会いの機会がないという声もお聞きしております。

また、県が取り組んでおります「みやざき結婚サポートセンター事業」の登録者数についても、中山間地域においては、センターまで遠く、会員が少ない状況です。

このため今年度は、希望のあった5市町村を対象に、それぞれ1日限りではありますが、御相談を受ける出張窓口を開設し、事業の周知や新たな会員獲得に努めたところです。

本議会において、中山間地域の魅力発信を含めた新たな結婚支援事業をお願いしているところですが、今後とも市町村等と連携し、さまざま

な出会いの機会を提供できるよう、中山間地域における結婚支援について検討を重ねてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 市町村と連携し、さまざまな出会いの機会を提供するということですが、ぜひ、市町村の独自の取り組みなども支援をしていただければ幸いですので、よろしくお願いいたします。

次に、みやざき外国人サポートセンターについてお伺いいたします。

昨年10月31日に、商工建設常任委員会で当センターの調査に伺わせていただきました。オープンして間もなかったため、相談状況は3日間で16件、相談内容は「日本語を勉強したい」、「免許証を取りたい」という相談があったと聞きます。

もう既にあれから4カ月たっていますが、現在の利用実績はどうなっているのか。また、県内の外国人の数は、平成30年12月末現在で、県内全体で6,621人ということで、今後、またふえてくるものと予想されます。特に出張相談については、質問が多い相談内容を取りまとめたり、相談できる時間帯や曜日等をいろいろ工夫しながら、相談者が集まりやすいよう、市町村とも相談しながらニーズを把握して実施するなどの取り組みが必要だと思います。

今後、どのように相談体制の充実を図っていくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 昨年10月に宮崎市内に開設いたしました外国人サポートセンターでは、窓口対応のほか、県内各地に出向いて行う出張相談会を4回開催し、外国人住民等の皆さんが抱える疑問や悩みに対し、相談対応を行っております。

センター開設後からこれまでの4カ月の間で、在留資格を初め、雇用、運転免許、日本語学習、子供の教育・医療など、約200件の相談が寄せられております。

今後は、県内各地での出張相談会をふやし、身近な場所で相談できるようにするほか、寄せられた相談事例をホームページ等で紹介するとともに、関係機関と連携し、法律や在留資格に関する相談会を実施するなど、相談対応の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

○日高博之議員 出張相談をふやす。ぜひ、よろしく願いいたします。

次に、医療的ケア児の在宅支援についてお伺いいたします。

人工呼吸器や経管栄養など、医療的ケアが日常的に必要な障がい児、いわゆる医療的ケア児については、平成28年に児童福祉法が改正されるなど、家族と一緒に住みなれた地域で暮らしていけるよう、在宅支援の強化が求められます。

私も、地元の家族会の方々から、御苦労話や切実な思いをお聞きする機会も多く、重度心身障がい児を含め、行政支援の必要性を強く感じております。

そこで、医療的ケア児等の在宅支援について、今後どのように取り組む考えなのか、知事に所見をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 医療技術の進歩によりまして、近年、医療的なケアが必要な子供たちが増加傾向にありまして、医療的ケア児等の在宅支援は大変重要な課題だと認識しております。

先日、支援の現場であります、こども療育センターを視察したところでありますが、医療的ケアを受けている子供たちに直接対面し、自宅

でつきっきりの介護をされている家族の姿に思いをはせ、改めて、その支援の重要性を強く感じたところであります。

本県におきましては、医療や障がい福祉サービスなどの社会資源が限られておりますことから、関係機関の連携によります、よりきめ細かなサポート体制の構築を図っていく必要があると考えております。

このため、今後、これまでのハード整備の助成のほか、小児在宅医療の充実や、医療・保健・福祉等関係機関との協議の場を設けるなど、支援強化に向けて、環境整備とネットワークづくりを一体的に進めてまいります。

○日高博之議員 知事も、こども療育センターを視察されたということで、この件の重要性というのは十分認識されていると思っております。今後の取り組みに、ぜひ期待したいと思えます。

一方で、本県の障がい児施策の長年の課題として、医療型短期入所施設の地域偏在があります。また、医師確保の問題もあり、県北地域には当該施設がないなど、なかなか前に進まない状況であることから、昨年9月、地元日向市が、県北地区への開設を改めて県へ要望を行ったところです。

そこで、その実現に向け、現在、県としてどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 医療型短期入所施設につきましては、これまで地元自治体と、その開設に向け、継続的な意見交換を重ねておりますが、専門的な知識を有する小児科医の確保などが、開設に向けての大きな課題となっております。

このため、県といたしましては、できる限り

前に進むよう、昨年度から地元医師会や医療機関を訪問し、開設に当たっての施設運営基準やハード整備に対する助成など具体的に説明を行っているほか、県内関係施設の視察提案などを行っております。

また、日向市などからも御協力の意向を伺っておりますので、今後とも地元自治体と連携を密にし、その実現に向けて取り組んでまいります。

○日高博之議員 来年度予算や、今期、予算に上げられている、重度障がい児の医療費助成制度の外来の現物給付化は、在宅支援につながるものと評価いたします。

しかし、医療的ケア児等を看護する家族の思いは切実なものがあります。ぜひ、こども療育センターの機能強化も含め、在宅支援の強化・充実、そして、県北の悲願であります医療型短期入所施設の早期開設に向けて、日向市を中心とした地元自治体と連携し、全力で取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、前の議会のカーフェリーに関連し、物流のあり方について伺います。

長距離カーフェリーは、本県の基幹産業である農畜産物を安定して消費地へ輸送する重要な役割を担っているなど、本県経済にとって極めて重要な交通基盤であります。

このことを踏まえ、この航路を長期的に維持していくべく、平成30年3月から県、宮崎市、地元経済界等が連携し設立した新会社による運航を開始するとともに、前の議会では、合同審査会において長時間にわたる議論を経て、老朽化した船舶のリプレースを、県として支援していくという方針が決定したところであります。

一連の取り組みは、本県の経済や物流にとって大変意義深いものがあると考えております

が、一方、トラックドライバーは高齢化が進行していることから、今後、深刻な人手不足が懸念されるところであり、持続可能な物流網をどう構築していくかが問われているところであります。

また、県内の輸送事業者からは、上りにおいては満船状態が続き、トラックがフェリーに乗れない状況がある一方で、都市から直接宮崎に運ばれる下り荷が少ないことに伴い、下り荷が少ないという声もお聞きしているところであります。

今回の新船建造に係る支援決定を契機として、改めて、フェリーを活用した物流について、新たな切り口で捉え、取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、宮崎カーフェリーの新船就航を見据えて、これまで以上にフェリーを活用した効率的な物流網を構築していく必要があると思うが、どのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 昨今のトラックドライバー不足の状況を踏まえますと、長距離フェリーを活用した物流の効率化がますます重要になるとともに、新船建造の支援とあわせて、運航会社の安定した経営の実現が最重要課題であると考えております。

このため、トラックから海上輸送へのモデルシフトに対する助成事業や、ドライバーの就労環境の改善等に、引き続き取り組んでいくこととしております。

また、下り荷の確保による運航会社の経営安定化に向けて、大都市圏からの下り荷に関する調査を新たに行うなど、効率的な長距離輸送ネットワークの構築を図ることとしております。

大都市圏から遠隔地にある本県にとりまして、県産品を大消費地に輸送する長距離フェリー航路は、本県経済の生命線でありますので、新船就航を見据え、オール宮崎の体制のもと、これまで以上に連携を強化し、航路の維持・充実に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○日高博之議員 部長、いい答弁をしたと思いますよ。

ですから、このフェリー問題は終わりじゃなくて、これから始まりなんだということ。だから、ここは息つく間なくロケットスタートで行かんのですね。セスナがぴゅっと上がるようなスタートじゃだめなので、そこら辺もしっかりと考えてもらって、今みたいに気合いを入れて頑張っていただければと。よろしく願いいたします。

次に、前の議会で、フェリーの上り便の貨物の7割が農水産物であるとの説明を執行部からいただきました。

農業は本県の基幹産業であり、その特色は、農産物を遠方の大消費地に販売し、外貨を稼ぐことです。その意味で、フェリーを利用した長距離トラック輸送は、本県農業の生命線であると考えます。

そのような中、主に青果物を輸送するトラック事業者からは、窮状を訴える声が私たちに寄せられております。それは、「ドライバーの確保自体が難しいのに、青果物の場合、集出荷施設が県内に分散していて、何カ所も回る。その上、ドライバー自身が荷物を手積みしなければならない。非常に過酷だ」というものであります。加えて、働き方改革関連法案によって、2024年からは、トラックドライバーに罰則付きの労働時間規制が適用されることとなって

おります。

私は、今、対応しなければ、本県農業の生命線は絶たれるのではないかと憂慮しております。

ただ、こうした中で、希望の持てる動きもあります。それは、2022年のフェリーの新船建造に加え、国における農産物パレット推進協議会の設立であります。

この協議会は、全国規模の生産者、トラック事業者、卸売事業者の団体が参画し、農産物輸送へのパレット輸送の導入のルールなどを検討するもので、農水省、国交省、経産省もオブザーバーに参加しております。

私は、さきの議会のカーフェリーの議論を皮切りに、今、農産物物流の効率化に取り組むべきだと考えますが、農産物の安定輸送体制の構築にどのように取り組むのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 議員御指摘のとおり、本県では、農産物の安定輸送は大変重要な課題であると認識しております。

このため、本年1月に産地や関西の運送事業者等を調査いたしまして、集出荷施設の集約化や荷役作業の省力化等の必要性を改めて確認しますとともに、青果物の出荷規格の簡素化といった課題も把握できたところであります。

本議会では、その対応の第一歩としまして、県内での予冷库等の整備を支援し、集出荷施設の集約などを促進しますとともに、出荷規格の見直しやパレット輸送の実証、さらには、物流効率化に向けました議論の場づくりなどの予算をお願いしております。

県としましても、フェリーの新船建造を契機に、農産物の持続可能な長距離輸送体制の構築に向けて、関係団体と一体となり、スピード感

を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○日高博之議員 ありがとうございます。

答弁いただいたように、農産物の持続可能な長距離輸送体制を着実に進めることは、本県の農業の根幹にかかわる問題であると私は考えております。

県におかれては、今後、農業団体と一体となって、持続かつ強力に、力強く、この問題に取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

これはもう、農政水産部が中心になってやらないかん。商工とか、総合政策、ばらばらになっておるから、全く物流はまとまんわけですよ、県の体制が今。だから、その辺を、やっぱり農政水産部が中心になって、マウントポジションをとってやるぐらいの気持ちで頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

次に、国道10号住吉道路について伺います。

国道10号住吉道路は、国が道路事業の透明性、効率性を高める上で行う計画段階評価において、学識経験者など第三者で構成する九州地方小委員会で、現在の国道10号の西側とする4車線、佐土原バイパスと宮崎北バイパスを結ぶ延長約6キロのバイパス案で対応方針が示されたと伺っております。

国道10号住吉道路は、宮崎市北部と中心市街地を結び、慢性的な渋滞の解消や交通事故の低減を初め、災害時や救急医療における輸送ルート、または、産業や観光の振興を図る上で大変重要な道路であると認識しております。早期の新規事業化が必要ではないかと考えております。

今後、新規事業化に向けて、県が環境影響評

価や都市計画決定の手続を行っていくと伺っています。そこで、国道10号住吉バイパスが環境影響評価の対象となる根拠について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 環境影響評価は、環境影響評価法や宮崎県環境影響評価条例に基づき行われるものでありまして、事業者が一定規模以上の開発事業を開始するに当たり、その事業が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査・予測・評価していくことで、環境保全に十分配慮した事業計画とする制度であります。

国道10号住吉道路につきましては、4車線で長さ約6キロメートルとする案が示されておりまして、法律の要件であります、4車線以上で長さ10キロメートル以上には該当いたしません。が、条例の要件であります、4車線以上で長さ5キロメートル以上に該当いたしますので、環境影響評価の対象となります。

○日高博之議員 ありがとうございます。

国の法律だったらオーケーだけど、県の条例が上乘せされているから、それは環境影響評価をしなくちゃいけないということで、その辺の歯車が国と合っていない重要な事項かなというふうに、実際に思っているところであります。この住吉道路が環境影響評価が必要ということは、わかりました。

それでは、この道路における環境影響評価の手続について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 環境影響評価の手続につきましては、事業者は、まず、調査・予測・評価の方法について、住民の方々や知事などの意見を踏まえて決定し、調査等を行います。

次に、調査結果や必要となる環境保全措置などをまとめ、住民の方々や知事などの意見を聞き、必要に応じて見直しを行い、最終的に環境影響評価書として作成いたします。事業者は、この評価書を公表することで、事業に着手できることとなります。

知事は、これらの手続において、県の環境影響評価専門委員会への諮問や関係市町村長への意見聴取を行った上で、意見を取りまとめ、事業者に提出いたします。

なお、国道10号住吉道路は、宮崎県環境影響評価条例の規定によりまして、事業者である国にかわって、都市計画決定権者である県が環境影響評価の手続を行うこととなります。

○日高博之議員 この道路は、県が環境影響評価の手続とあわせて、都市計画決定することですが、国道10号住吉道路の新規事業化に向けて、都市計画決定をどのように進めていくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 国道10号住吉道路は、宮崎市北部地域と中心市街地を結ぶ都市の骨格的な道路網の一部を形成し、都市圏の円滑な移動などを図る重要な施設となることから、都市計画決定を行うこととしております。

具体的には、道路や河川など施設管理者や交通管理者との協議、農政部局など関係機関との調整を経た上で、道路計画案の作成を行います。

その後、住民説明会や広告縦覧を行い、都市計画審議会への諮問や国土交通大臣の同意など、一連の手続を進めた上で都市計画決定することとなります。

これらの手続は、環境影響評価と並行して行うこととなるため、環境森林部と調整を行うと

ともに、早期事業化に向け、事業者となる国と十分な連携を図りながら、迅速かつ円滑に進むよう、しっかりと取り組んでまいります。

○日高博之議員 この件については、部長も御存じだと思いますし、九州地方整備局も大変前向きに考えていただいております。国道10号住吉道路の早期着工を強力に後押ししているわけですが、この環境影響評価があつて、事業化に、やっぱり2年、3年おくれる。これも難しい判断だというふうに思いますが、まず、これをする。県民の願いとしては、早く着工をして、どうにか早く道路をスムーズにしたいということでありますので、これは迅速かつ円滑に手続はということではありますが、並行して行うので、環境森林部も含めて、これは全体で、その辺の努力をお願いしたいなと思います。鎌原副知事も、よろしくお願いいたします。

次に、土木技術の職員の確保及び育成についてお伺いいたします。

令和2年当初予算においても、公共事業はしっかり確保できており、社会インフラの整備や県土の強靱化が着実に進んでいくと考えます。

また一方で、不調不落が増加しており、これまで受注者側の建設業者に対する対策を中心に議論し、さまざまな取り組みが行われてきています。裏を返せば、このような状況が発注者側である土木事務所等への負担につながっていると思われます。

昨年、公共予算の確保に加え、国の地方整備局河川国道事務所出張所の人員体制の維持・充実の意見書を提出いたしましたが、県においても、そのような状況ではないでしょうか。

先日、土木事務所の20代、30代の若手と話す機会があり、その中で、そのような声を聞いて

て、大変気がかりでなりません。

そこでまず、土木事務所や港湾事務所などの現状について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 土木事務所や港湾事務所などにおきましては、近年、防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策等により、事業量が大幅に増加しており、また、さまざまな制度改正により、設計や積算、入札、契約などの業務も複雑化・多様化してきております。

このような中、県民の生活や産業振興に必要な社会資本の整備、さらには災害時の対応など、土木事務所等の果たすべき役割はますます重要となっております。

このため、これまで必要な体制の整備を進めるとともに、工事費の積算や工事監督支援業務の外部委託など工夫をしながら、土木事務所等の機能維持・強化を図ってきたところです。

今後とも、限られた人員体制のもとで、土木事務所等がその役割をしっかりと果たすことができるよう、働き方改革の観点にも配慮しながら、業務配分の見直しなど、状況に応じた必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 わかりました。

限られた人員体制でやるということですけど、人員、厳しいみたいですよ。これは、やっぱりふやしていかないとですね。

この辺、国土交通省は、何か3つあったですね、建設省、運輸省、国土庁ですか。これが平成13年に一緒になって以来、初めて昨年、増員になったらしいです。これは、私たち宮崎県議会が意見書を上げた。これが大きい成果を上げているということなので、県も同じことをやってもらいたいと思います。

それから、土木事務所や港湾事務所では、限られた人員体制の中で多くの事業を進めていて、やっぱり人員確保は急務だというふうに思っています。

また、土木事務所の確保に努める一方で、今後、将来の本県の県土整備行政を担っていく人材として、現在、現場で頑張っている若手技術職員をしっかりと育成していくことも大変重要と考えます。

そこで、県の土木職員の確保及び育成について、今後どのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県の土木職員につきましては、近年、建設投資が増加する中で、民間等との競合により、希望者の減少傾向が続いております。

このため、職員が出身大学等に出向きまして、学生に直接、県の業務の魅力を積極的に伝える取り組みを行うほか、民間の就活イベント等にも参加し、県への受験を促しております。

また、職員の育成につきましては、部の人材育成基本方針に基づき、ベテラン職員による業務を通じた技術指導を行うとともに、建設技術センターにおける職員の経験年数に応じた研修や、建設業者との合同現場研修、さらには若手職員による事例発表会など、体系的な取り組みを実施しているところであります。

今後とも引き続き、これらの取り組みの充実・強化を図るとともに、若手職員の意見にも耳を傾けながら、組織的な人材の確保及び育成に努めてまいります。

○日高博之議員 ぜひ、若手職員の意見を聞いてもらいたい、耳を傾けてもらいたい。本当は土木事務所の所長がやらないかんですね。その辺も、ちゃんと伝達をしておってもらおうと助か

るなと思います。

先日、産業開発青年隊の卒業式に、知事、丸山議長ほか何人か行かれまして、あのときに隊長が最後の卒業式で答辞を述べました。私、ちょっとメモしたんですけど、読ませてもらいます。「私たちは、時代に逆行しているとは思いますが、厳しい訓練に耐えてきた達成感に満足しています。不撓不屈の精神で、社会に出ても切磋琢磨してまいります」と。私は本当に感動いたしました。今の時代、こういう厳しいことを言うと、なかなかついていけない。しかし、厳しさに若いときから耐えて、じゃあ社会に出て、よし活躍するぞという、この気持ち、心、これを若い子たちに植えつけるのは、大変重要なことだというふうに思いました。

それから、その中で行政に入った子も2人ぐらいいました。ですから、ぜひ、粘り強く、そして将来の県土行政を引っ張っていくような若手職員の育成・確保に全力で取り組むように、よろしくお願いいたします。

最後になります。喫煙環境の整備についてお伺いいたします。

一昨年7月に健康増進法が一部改正され、ことし4月1日から全面施行されることとなっております。

法改正の趣旨は、受動喫煙防止対策を徹底させることですが、その一方で、たばこ税を納税している喫煙者の喫煙環境を整えることも重要な視点ではないでしょうか。

そこで、健康増進法の改正に伴い、本庁舎における喫煙場所はどうなっているのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（武田宗仁君） 昨年7月1日の改正健康増進法の一部施行に伴いまして、行政機関につきましては、庁舎内はもとより、敷地内

においても原則として喫煙が禁止になったところであります。

しかしながら、施設を利用する人が通常立ち入らない屋外に喫煙場所を区画し、その旨を表示するなど、必要な措置がとられた場合に限り、喫煙場所として設置することが可能となったところであります。

このため、本庁舎域におきましては、職員の服務管理上の問題や、来庁される県民の利便性への配慮などから、1号館の屋上など3カ所に喫煙場所を設置したところであります。

○日高博之議員 ありがとうございます。

最後ですが、今回、退職される部長さん初め局長、また職員の皆様には、長年にわたって県政発展のために多大な御尽力をいただいたことに、心より感謝と御礼を申し上げます。

生涯現役、これからが第二の人生の新たなスタートだと思って、皆さんには老けることなく、これからの御活躍をお祈りいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○山下博三副議長 次は、渡辺創議員。

○渡辺 創議員〔登壇〕（拍手） 県民連合宮崎・立憲民主党の渡辺創です。

新型コロナウイルスが私たちの生活に大きな影響を与え始めています。県内での感染確認はありませんが、SNSではデマ情報が飛び交い、直接関係のないトイレトペーパーなどの買い占めが起きるなど、住民の不安心理をあおるような場面が見受けられます。また、県内でも、工場での操業見合わせが始まったほか、宮崎市の繁華街ニシタチでは、例年であれば客足が伸びやすい年度末にもかかわらず、大変厳しい状況との声が上がっています。「コロナ恐慌」ともささやかれ始めた株価暴落も含め、経

済活動全体の低迷は、消費増税の反動と相まって、国民生活に打撃を与えそうです。

そんな中、本日から、全国、そして県内の各学校での休業が始まります。県立高校はきょうから、宮崎市内の小中学校は、きょうのお昼からです。

私は、朝、子供たちの登校見守り活動を地元の交差点で行っていますが、けさは高校生の姿はなく、ふだんは元気な子供たちの顔色にも、初めての状況に対する戸惑いの色が見えました。

この件については、後ほど取り扱いますので、具体的な言及は控えますが、一日も早く、誰もが安心して通常の生活を取り戻せるようになることを願いつつ、それぞれの立場でなすべきことをきちんと考えていきたいと思えます。

さまざまな制限によって困難な状況に陥る人たちのことを考え、できるだけの手を打つ想像力が、今、政治や行政に問われているはずです。

本題に移ります。

政府は、昨年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をまとめ、政権が看板政策の一つとして掲げてきた地方創生は第2期に入ります。

第1期を振り返ると、地方創生によって都市部への人口集中に抑制をかけるというかけ声もむなしく、東京への一極集中の傾向はむしろ強まり、東京圏への人口流入をとめるという目標を実現できずにいます。

今、思い返してみると、かつては与党の中でも次期総理候補の一人と目される石破茂氏が担当大臣を務めるなど、大変強い熱意も感じられた地方創生ですが、その本気度に陰りが見えるような気がしてなりません。ちなみに現在の担

当大臣は、「予算委員会で答弁に詰まり、非常に有名になりまして、まことにありがたく存じております」と、冗談とも本気ともとれるような発言をみずから公式の場でされ、資質を疑う声すら上がるような状態にあります。

これから地方創生は、「地方の創意工夫によって地域の産業が活性化され、仕事を生み出し、持続可能な地方をつくる」という本旨を実現していく上で、極めて重要な第2期を迎えます。これまでも振り返っての所感と今後への意欲を、知事にお伺いいたします。

壇上での質問は以上とし、残余の質問は自席で行います。知事を初め執行部の皆様には、御答弁よろしく願いいたします。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

第1期の地方創生におきましては、東京一極集中の是正が前面に打ち出され、若者の県外流出が続く地方にとって大変心強く、評価をしているところでありますが、一方で、長年にわたって構築されてきた社会経済の構造や人の流れは、短期間で変わるものではなく、東京圏への人口流入は拡大し、出生率も伸び悩むなど、全体としては、まだ十分な効果にはつながっていないものと考えております。

第2期におきましては、これまでの取り組みを継承しつつ、多様な人材の活躍促進や、先端技術の活用による人手不足の解消を図ることなどが、新たな視点として加えられております。私としては、やはり地方創生の眼目は、一極集中の是正にあるものと考えております。

今後とも、地方から都市に向かう人やお金の流れを変え、人口減少と地域経済の縮小を克服するという地方創生本来の趣旨の実現を国に求

めるとともに、市町村との連携も図りながら、県としても懸命に取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○渡辺 創議員 ありがとうございました。

地方創生の大きな柱に、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」という政策目標があります。私は、極めてこれは重要な項目だというふうに考えています。

政府は、合計特殊出生率の目標を2025年までに——政府がこの地方創生に絡んで出してきた数字ではありますが——希望出生率1.8の実現を図るとしているわけですが、現状は1.43というかなりハードルの高い目標になってきています。もちろん、宮崎は全国でも合計特殊出生率が高いところでありますけれども、知事は、若い夫婦であったりカップルが、希望どおりの出産・子育てに踏み切らない最大の理由をどのようにお考えでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 今年度、県が実施しました「結婚・子育て意識調査」におきまして、理想の子供数より予定している子供の数が少ない理由につきましては、「高齢出産になるから」が47.0%で最も多く、次いで、「子育て全般にお金がかかるから」が38.7%でありました。

この結果を見ますと、大学等への進学率の上昇などのライフスタイルの変化によって、未婚化・晩婚化が進んだこと、また経済的な負担など、複数の要因が複合的に絡み合っているのではないかと考えているところであります。

○渡辺 創議員 もちろん、たくさんの理由が絡み合っているんだというふうに思います。けれども、私はやっぱり最大の理由は、出産・子育て・教育にかかる経済的な負担に対する不安感とか心配というのが大きく影響しているとい

うふうに思います。

こういう負担に対する不安というのが二の足を踏ませることになっているんだというふうに思います。やはり、今、この状況を打破していくためには、チルドレンファーストという姿勢をきちんと掲げて、出産・子育て・教育にかかるコスト・負担を、思い切って相当程度低減させる、もしくは、ものによっては無償化するということが、国民の安心感を生み出すという意味で必要ではないかと考えています。

県の守備範囲を超えた質問だということは自覚しておりますが、まずは、国がそういう姿勢を改めて、きちんと実現しなければいけないというふうに思います。そういう転換が図れば、自治体にとっても、もっと地域実情に合わせた個性のある次世代育成施策の展開が可能になるというふうに考えますが、一般論で結構ですので、知事の思うところをお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 国におきましては、消費税増税の財源を幼児教育・保育の無償化等に充てるなど、子育て世帯の経済的負担の軽減の手だてを講じていただいているものと認識しております。

一方で、例えば子供の医療費助成は、住んでいる地域によって、その負担に差が生じておりまして、本県としましても、全国統一の標準的な枠組みを整備するよう、国に要望している現状があります。

少子化対策は、本県のみならず国全体の課題でありますことから、経済的負担の軽減など、全国で統一して実施すべき施策につきましては、その枠組みを国が整備し、地域に根づいた子育て相談の窓口づくりや支援拠点の設置・運営など、地方が実情に応じて選択・実施できる

施策については、地方の裁量で実施できる権限と財源が確保されていることが望ましいものと考えております。

少子化対策は喫緊の課題でありますので、今後とも、安心して子供を産むことができ、子育てを楽しみと感じられる宮崎づくりに、全力で取り組んでまいります。

○渡辺 創議員 若い世代の不安感というのは、社会的分配に対する信頼のなさというのが極めて大きく影響しているんじゃないかなと、個人的には思っております。

この議論は、また機会を改めたいと思います。が、いずれにせよ、次世代を担っていく子供たちがふえるということは、人口減少の対策でもありますし、宮崎が持続可能な都市であり続けることにもつながっていきますので、政府の本気度が問われている問題だというふうに思っております。

次に、テーマを変えたいと思います。

プラスチックをめぐる問題について考えていきたいと思います。SDGsにもかかわることでもあります。

私たちの暮らしは、プラスチックによって本当に便利で豊かになりました。日々の生活は、プラスチックの存在なしに考えられないという状況です。

今、着ているものも化学繊維ですし、ボールペンも眼鏡の一部も、プラスチックからできている。コンビニに買い物に行っても、プラスチックの容器に入ったお弁当はラップで包まれていて、お茶を買えばペットボトルに入っていて、それがレジ袋に入っている。本当にプラスチックの存在が、私たちの生活と関係を切ることができないという状況になっています。

一方で今、大量に発生しているプラスチッ

ク、特に適切に処理されないものや、そのルートからこぼれ落ちるプラスチックごみが、海洋プラスチック問題に代表されるように、環境に大きな影響を与えている、または、与える可能性があるのではないかと指摘をされています。県の認識を環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 議員の御質問にありましたように、私たちの生活に多くの利便性と恩恵をもたらす素材であるプラスチックは、今やなくてはならないものとなっておりますため、全てのプラスチックの使用を中止することは、現段階では現実的ではないと考えますが、プラスチックによる環境汚染等の拡大を食い止めることは、世界共通の課題となっております。

県では、これまでも資源循環に向けたさまざまな取り組みを行ってきておりますが、国は昨年、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため、「プラスチック資源循環戦略」を策定したところでありまして、県としましても、この戦略を受け、プラスチックを使用することによる環境への負荷をできるだけ少なくするような取り組みを、さらに加速していかなければならないと考えております。

○渡辺 創議員 同じ認識を持っているということは理解できました。

今、世界では、年間4億トンのプラスチックが生産されるというふうに言われています。もちろんリサイクルもされるわけですが、プラスチックは、リサイクルするたびに大方のものは劣化をして、同じ製品になるというわけではなくて、ダウンサイクルというような形で、違うプラスチックの製品になって、最終的にはごみになっていくという過程をたどることが多いわけですね。

そこで、県内でもたくさんのプラスチックが使われているわけですが、県内での年間のプラスチックごみの排出量を、どのように県としては認識しているのでしょうか。環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県内の廃プラスチックの排出量は、直近の平成29年度推計で、約10万トンとなっております。

その内訳は、事業所から排出された産業廃棄物が約6万トン、家庭から排出された一般廃棄物が約4万トンとなっております。

また、一般廃棄物4万トンのうち、資源ごみとして回収されたものが約1万トン、燃えるごみの中に混在したまま収集されたものが約3万トンとなっております。

○渡辺 創議員 冒頭でも申しましたように、今の私たちの生活にプラスチックは不可欠ですし、現実的にプラスチックの全くない社会というのは想像ができないわけです。

ただ一方で、取り返しのつかない自然環境へのリスクを我々が認識している以上、努力のできる場所では、プラスチックへの依存度を下げて、総量を抑えていくと、そして、自然界へこぼれ出していくプラスチックを減らすというのは、極めて大切な取り組みだというふうに思います。

その立場から、プラスチックの排出をできるだけ抑制する姿勢が必要だというふうに考えますが、県の認識をお伺いするのとあわせて、4Rの取り組みをどのように進めるのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） プラスチックの総量抑制は、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、循環型社会を形成していくために重要な取り組みの一つである

と考えております

このため県では、市町村や関係団体と4R推進協議会を組織しまして、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの4Rを推進しており、具体的には、自治会等が行うごみ減量化の取り組みへの支援や、マイバッグ運動などに取り組んできたところであります。

今般、国においては、レジ袋の有料化など、プラスチックの総量抑制に向けた新たな取り組みを始められることから、県としましても、当協議会等と、地域の特性を生かした効果的な取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

少し話の方向を変えたいと思いますが、環境問題に関する意識は、できるだけ早い段階、つまりは子供の段階で芽生えたほうが、戸惑いなく、さまざまなエコ活動等にも取り組むことができるはずです。

家庭や地域での環境教育も重要ですが、同時に、義務教育段階や高校教育の中で、しっかりとその機会を得ることも大切だというふうに考えます。県内の小中学校や県立高校ではどのような環境教育が行われているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 環境に関する学習は、小・中・高等学校の学習指導要領に位置づけられておりまして、各学校において計画的に進められております。

例えば、小中学校においては、家庭科や技術科などで、リサイクルやリユースなど、資源の有効利用について学んでおります。

高等学校では、地理歴史科や公民科などで、環境や資源・エネルギー問題などに関する各国の取り組み等について学習しております。

加えて、小・中・高等学校8校を研究校に指定しまして、自然環境の保護や4R活動の推進など、環境教育の充実に向けた取り組みを進めているところであります。

○渡辺 創議員 今、御説明いただいた中で、ペットボトルの排出削減に関する取り組みはありますでしょうか。教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 現在、全ての高等学校では、理科や家庭科の授業において、ペットボトルなどのプラスチック製品の再利用について学習しております。

学校の取り組みの一例としましては、宮崎海洋高校や宮崎北高校の研究グループが、課題研究の中で、マイクロプラスチックに関する調査や実験を行っております。海洋中に含まれるマイクロプラスチックの量や魚類への影響について現状を明らかにすることで、海洋プラスチック汚染の抑制につながるような取り組みを行っております。

今後も、県教育委員会としましては、環境問題の解決に向けて、主体的に行動できる生徒の育成に取り組んでまいります。

○渡辺 創議員 ペットボトルは、私たちの生活に最も身近なプラスチックの一つと言えます。

プラスチックにもいろんな素材があるわけですが、ペットボトルはポリエチレンテレフタレートという素材でつくられますけれども、その生産量は、世界で年間4,800億本、最大の消費地域はアジアで、発展途上国の水道水の環境や感染症の予防を考えると、世界的にはまだまだその規模は拡大するというふうに見られています。

ペットボトルがそのままの形態で海洋に流出し、マイクロプラスチックとして生態系に影響

を与えるということもありますが、リサイクルされる場合であっても、ペットボトルは、いわゆるボトルtoボトルでペットボトルに変わるわけではなくて、僕らが着るようなフリースの素材になったり、人形の中に詰める素材になったりとか、そういうふうになって、よりマイクロプラスチックに近い形で海洋に流出するパターンも考えられます。

ここから少しペットボトルについて考えていきたいと思いますが、県の関連施設の中にも、たくさんの自動販売機があります。そこにはペットボトルを使った飲料が販売されていると思いますが、県立学校と県庁本庁舎域の自動販売機の設置状況を、教育長と総務部長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 県立学校における自動販売機の設置状況でございますけれども、52校中34校に計95台設置されております。そのうち、ペットボトル製の商品等を販売しているものが82台、紙容器製の商品のみを販売しているものが12台であります。

○総務部長（武田宗仁君） 本庁舎域における自動販売機の設置状況につきましては、合計で21台設置されており、そのうちペットボトル製の商品等を販売しているものが18台、紙容器製の商品のみを販売しているものが3台であります。

○渡辺 創議員 教育委員会が86%、総務部の85%がペットボトルの自動販売機ということになります。

ペットボトルは、もちろん携行する上でも大変便利です。そのような比率になるのだろーうと思いますが、自動販売機がない小中学校等では、最近では日常的に、子供たちが水筒を持って学校に通っている姿を見かけます。当初は、

熱中症対策、運動会の対策等で水筒を持ってきたという話だったと思うんですが、今はシーズンに関係なく、子供たちが水筒を持って学校に行くようになっていまして、僕らが子供のころはなかった光景だというふうに思っています。このようになった背景を、教育長、御存じだったら御答弁いただけませんか。

○教育長（日隈俊郎君） これは、あくまでも私の推測でございますけれども、以前は、運動会等の学校行事において、水分補給を目的に、一時的に水筒持参を許可してきておりました。その後、健康や安全への意識の変化により、恒常的なものになってきたのではないかと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

いろいろと聞いてまいりましたが、私はプラスチックの削減を考える上で、使い捨てのプラスチックの代表でもあるペットボトルの排出抑制というのは、大変意義のある取り組みではないかと思えます。

もちろん、ペットボトルの飲料を否定しているわけではありません。その意義はしっかりと踏まえながらも、やはり不必要な使い捨てからの依存から脱却していくためには、生活習慣、ライフスタイルを変えていくという変革が必要になっていくというふうに思います。

県はこれまでも、レジ袋削減のためにマイバッグの推進を図ってきました。同じようにマイボトルや水筒を持ち歩くことを推奨して、4Rの中のリフューズをしっかりと意識させるということが大事になってくるのではないかと考えます。

先ほど話題としても出たように、今の子供たちは、日常の中で水筒を持ち歩くということが

定着しつつあります。学校教育の中でも、しっかりと4Rの意義を教えられています。もしかすると、理解がおくれているのは大人ばかりなのかもしれません。

私は、県がマイボトル運動を積極的に展開し、さらには、その機運醸成のために、象徴的な意味も込めて、県の関連施設などにマイボトル用の給水ステーションを設置するなどの取り組みを行ってもいいのではないかと思います。今、各地で水道直結型の給水ステーションが広がっていますが、環境森林部長はどのようにお考えでしょうか。

○環境森林部長（佐野詔藏君） プラスチックの排出を減らすための取り組みの一つとして、県庁が率先してペットボトルの排出抑制に取り組むことは、有意義なことだと認識しております。

現在、県庁内におきましては、職員による自発的なマイボトルの持参や、会議におけるペットボトルの使用抑制等が行われているところでありまして、こうした取り組みが広がれば、ペットボトルの排出抑制に、少なからずつながるものと考えているところであります。

このため、今後、環境森林部といたしましては、このような職員の取り組みの浸透に努めまするとともに、他県における取り組みの状況などを参考にしながら、県庁内におけるペットボトル排出抑制に向けた取り組みについて、検討を進めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 水道直結型のマイボトル用給水ステーションというのは、行政庁舎の中に設置して、マイボトルの推進をそれで図ろうという動きは、例えば、さいたま市がかなり大規模にやっていて、市民利用施設にかなりの規模で設置をしています。また、ことしに入って、京

都市や鎌倉市でも進んでいっています。

国会の予算委員会の中継を見ていると、安倍総理も、マイボトルを予算委員会に持ち込んで使っているんじゃないかと思えますけれども。実際にマイボトルを使って生活をしていると、事務所にいたり議会にいれば、そう苦労はないんですけれども、一日外を回っていたりすると、給水をする場所が途中ではなくてという場面に、よく当たります。特に夏場であれば、熱中症対策という面からも、公共施設でマイボトルの給水ができるとなれば、県民の利便性向上にもつながりますし、また、極めて象徴的な運動として、県民の理解・浸透にも役立つというふうに思いますので、ぜひ真剣に考えていただきたいと思えます。

太陽と美しい自然と青い海が宮崎の財産です。その海を守ろうという運動につながるわけですから、県が明確に姿勢を示すということは大きな意義があると思えますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

それでは、次のテーマに移りたいと思えます。教育に関する幾つかのテーマについて伺っていきます。教育長中心の質問となりますが、よろしくお願いいたします。

まず、冒頭でも述べましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための各種学校の臨時休校に関する質問です。

県立学校、さらに県内全ての市町村立学校が、きょうないしあしたから休校となります。大変急な方針決定の中で、教育委員会を初め各学校が、この週末も対応に追われ続けたことだろうと思えます。まず、現場で奮闘されている皆さんに敬意を表したいと思えます。

施策の妥当性や地方自治の観点からの課題は、きょうの質問では控えます。

今回の対応は、余りに急なため、一人一人の子供たちや家庭の事情を考慮できないままに進んでいるのが実態であり、そのことに対する不安の声が上がっているのは御承知おきのことと思います。

現場の最前線で子供たちや家庭と向かい合う学校としては、大変重い負担であると思えますけれども、できるだけ一人一人の状況を丁寧に理解して、取り残される子供や家庭が出ないように対応することに知恵を絞る必要があるというふうに考えます。その点を教育委員会としても強く意識して、市町村や各学校と連携することが重要だというふうに思いますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○教育長（日隈俊郎君） 今回の学校の臨時休業の措置によりまして、共働きの家庭など、一人で過ごす子供たちへの対応が心配されるところであります。

まず、その対応といたしましては、放課後児童クラブや児童館、児童センターなど、児童福祉関係施設などの受け皿の時間延長等が必要になると考えております。

しかしながら、そのような子供たちに対して、十分な対応ができないことも予想されますことから、現在、全庁を挙げて、さらなる対策について検討を進めているところであります。

県教育委員会といたしましても、児童の置かれた状況や地域の状況によっては、学校における柔軟な対応について、市町村や市町村教育委員会等と協議してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 今、答弁に一部ありましたが、今回の対応に伴ういろんな課題というのは、報道等も含めていろんなことが挙げられていますけれども、安倍総理の方針が示されて以

降、この週末も含めて、具体的に県教委として把握できた課題というのがあれば、お伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育長（日隈俊郎君） 今回の臨時休業の措置により、多くの市町村が、この週末を登校日としたところであります。

この週末に把握できた課題といたしましては、例えば、休業中の家庭学習の準備不足や、あさってからになります、高校入試への不安などがありました。

県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会と連携しながら、把握できた課題の解決に向けて、児童生徒の状況を的確に把握しながら、不安等の解消に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

全力で子供たちと学校をサポートするというのは、教育委員会にとどまらず、県全体で強く意識して取り組むべきことというふうに思います。

知事にもお伺いしたいところですが、通告をしておきませんので、きょうは見合わせますけれども、趣旨は十分に御理解をいただけているところだと思いますので、対応のほどをよろしくお願いいたします。

また、この件は、政府は責任を持つというふうに言っているわけですから、国に対してしっかりと対応を求めるのも県の役割だと思いますので、その点も抜かりなきよう、よろしくお願いいたします。

次に、教員の人材確保に関してお伺いします。

県教委は、小学校教員を中心に受験倍率が大きく低迷していることを受けて、採用試験の改善や条件緩和、大学からの推薦制の導入、ま

た、積極的な広報や、早い段階からの受験層へのアプローチなどに取り組んでいらっしゃいます。若手の先生方をテーマにした動画とか、なかなかいい取り組みだというふうに感じています。

こういう一つ一つ改善していこうという努力は高く評価するところですが、このような対策や取り組みの効果は、即効薬となり得るものなのか、それとも、じわりじわりと効いてくるというふうに考えているのか、効果の見通しについて、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○教育長（日隈俊郎君） 教員採用選考試験につきましては、これまでも、受験年齢制限の撤廃や試験内容の見直しなど、受験生を確保する取り組みを行ってまいりました。

また、次年度実施の採用試験におきましても、特に小学校区分では、併願受験や大学推薦制度の導入など、思い切った改善に取り組むこととしております。

さらに、SNSの活用や県内外での説明会の規模を拡大するなど、積極的な情報発信に努めておりまして、その結果、説明会では昨年度を上回る方々に参加いただいたところであります。

しかし、今後も採用予定数の多い状況が見込まれますので、これまでの取り組みを拡充するとともに、長期的な視野に立った新たな取り組みを行うなど、粘り強く教員の確保に努めてまいります。

○渡辺 創議員 そもそも教員の確保が難しくなった背景には、全国的な状況に加えて、宮崎県では採用数が安定せずに、この20数年を振り返れば、非常に採用数が少なく、本来であれば先生になれるべき人材の方々がなれなかったという事情があります。これは、今までも何度

も取り上げてきたことでありますけれども、この採用数の大きなばらつきが影響してきたというふうに言えると思います。

その採用数自体は、小学校の教員で平成24年度に35人だったものが、平成31年度、昨年度採用は234人まで急増、さらに令和2年採用、今年度試験を通った方々は196人という状況です。

今後、現在のような大量採用の傾向がこれからも続くのか否か、重要なところかと思いますが、今後の見通しをお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 教員の採用数につきましては、少なくとも今後5年程度は、定年による大量退職が続く傾向にありますことから、本年度と同様に、大量採用が続くものと考えております。

○渡辺 創議員 しばらくは、少なくとも大量採用が続く傾向というふうに理解しました。

教員のなり手不足を考える上で、興味深い文章に接しました。

そもそも、宮崎県の小中学校の先生方の最大の供給源は、宮崎大学教育学部ということになります。全体の約40%になるかと思いますが、その宮崎大学が地域資源創成学部を設置し、当時の教育文化学部を組織改編した際に、教員養成系の定員が150名から120名に30人、約2割削減されています。

この際に教育委員会は、平成26年7月14日の発文で、当時の飛田教育長名で要望書を宮崎大学に出しています。その要望書は、先ほど申した宮崎大学出身者の占める割合等も示した上で、教員養成系の入学定員の確保などを求めるという内容になっています。

宮崎大学では、平成28年入学の学生さんから教員養成系の定員が30人減ったわけですので、28、29、30、31は令和元年ですので、その

とき減った人数の方々が、今年度の採用試験を受験した学年になります。

要望書の記載によると、宮崎大学卒業予定者で、本県教員採用試験を受ける比率は約5割とありますので、30人減ったわけですから、5割だとすれば、おおむね15人の宮大からの受験者が減ったというふうに見込むことも、計算上は可能になるかと思います。

今年度の採用試験の小学校の競争倍率が1.7倍という低さになったことに結びついている要因の一つだと考えることは可能だというふうに思います。

いろいろ申してきましたが、ここで考えたいのは、今の競争率の著しい低下というのは、受験者がそもそも減っていることと、大量採用世代の定年退職期を迎えていることの2つの要因から生み出されているわけです。

定年退職のタイミングは容易に想像ができるわけですから、今の状況に陥るということは、かなり早い段階から予想がついたことではないかと考えます。少なくとも先ほど述べた要望書、つまり平成26年の段階で、教育委員会としての問題意識があったことは、その内容からもうかがえるわけです。

宮崎大学の判断に物申したいわけではありません。地域資源創成学部の設置というのは、トレンドでもあったと思いますし、県内にも新しい意識の中で地域貢献する人材を輩出する学部というふうになっているのだと思います。ただ一方で、宮崎県の未来を担っていく子供たちを教育する教員の確保というのも、宮崎の未来を左右する大問題です。

ここで知事にお伺いをしたいのですが、平成26年当時、教員の採用が厳しくなっていくという問題認識は、教育委員会の枠を超えて、県

全体で共有されていたのか。また、その認識を持っておくべきだったというふうに考えているか、現状も踏まえて、知事の認識をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 今、御指摘の26年度の状態については、数字も含めて正確に把握していたわけではありませんが、28年度の宮崎大学教育文化学部の組織改編及び定員削減の経緯については、承知をしているところであります。

この宮崎大学の組織改編が議論された当時におきましては、教員採用試験の倍率が10倍を超えた状況でありましたが、その後、教員志願者の減少などさまざまな要因も重なりまして、わずか5年ほどで3.7倍まで採用倍率が低下したことは、想定を上回る状況であると感じております。

優秀な教員の確保は、本県の未来を担う子供たちの育成につながりますとともに、今後の県政発展にもかかわる重要な課題であると考えております。

これまでもさまざまな形で宮崎大学と連携を図ってきたところでありますが、さらに連携を深めるとともに、再度、定員を増加していただくことにつきましても要望してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

教員採用に関することとしては最後の質問にしますが、宮崎県内でこれから排出されるというか、育ってくる教員の卵というのは、ここまで述べたように、少ない状況が続くわけです。同時に今、全国で、教員志願者の取り合いというような状況が始まりつつあります。

この状況の中で、宮崎で教員としてその人生をかけてみようという人材をどう育成し、確保するかということが、極めて重要になってくる

と考えます。大げさに言えば、少し言い方に語弊はあるかもしれませんが、どうやって囲い込みをするかというようなところまで状況は来ているのではないかという印象を持ちます。

教育委員会もさまざまな努力をしています。が、今後は、高校生や大学の前半期の学生さんも意識した取り組みが必要になるのではないかと感じます。教育長の御認識をお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） これまで県教育委員会では、県内大学と連携して、高校生を対象に教員の魅力などをアピールするセミナーや、大学1年生、2年生を対象とした教員の日常業務を体験する活動を設けることで、本県教員を志願する人材の確保に努めてきたところであります。

また、来年度からは、さらに、採用試験受験希望者を対象とした、教員としての実践力を身につけるための「ひなた教師塾」を開設し、宮崎県で教員になりたいという人材を育てていきたいと考えております。

今後は、これらの取り組みのさらなる充実を図るとともに、高校、大学、そして県教育委員会が一体となった新たな教員育成のシステムを構築し、積極的な人材の確保に努めてまいります。

○渡辺 創議員 次に、学校が抱えるトラブルについてお伺いします。

まず、いじめについてですが、いじめに関しては認知したものは全ていじめとしてカウントするという宮崎県の方針は十分に理解をしておりますし、妥当な対応だというふうに評価をしております。

その上で、いじめの年間の認知件数と、そのうち、いじめ防止対策推進法で定める重大事態の発生件数を伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 平成30年度の本県公立学校におけるいじめの認知件数は1万2,599件となっており、その中で、重大事態の件数は1件であります。

○渡辺 創議員 私も県会議員として9年が間もなく終わろうとしていますが、この間、何度か保護者や関係者と学校との間のトラブルというのに関与することがありました。

大方の場合は、双方の主張とも、それなりに言い分があって、どちらの思いもよくわかるというものが多いわけですが、いじめを問わず、例えば、児童生徒の問題行動や保護者と学校の関係など、学校が何らかのトラブルを抱えた際に、教育委員会が関与するということがあると思います。教育委員会が関与する場合の考え方を、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 学校で起きるさまざまな問題等への対応についてでありますけれども、県立学校では、例えば、学校側が繰り返し丁寧に説明いたしましても、保護者が理解していただけないなど、学校だけの解決が難しく、支援が必要な事案であると判断した場合は、県教育委員会が対応に加わる場合があります。

また、市町村立学校におきましても、市町村教育委員会から相談のあった中で、解決が非常に困難な事案等については、同様の判断を行いまして、県教育委員会が対応に加わる場合があります。

このような事例は、年間に数件程度であります。事態が深刻化したり、学校が問題を抱え込んだりすることがないように、今後とも、市町村教育委員会や関係機関等と連携しながら、適切な支援を行ってまいります。

○渡辺 創議員 困難な問題の解決という観点

では、文部科学省もスクールロイヤーの活用などに乗り出して、報道によれば、全国で300人の配置の方針が示されています。議会でも何度か、この件について質問されていますが、宮崎県における検討状況をお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） スクールロイヤー制度では、弁護士がいじめ等の問題について、学校や保護者に対して、法的な観点から指導・助言を行うことが期待されております。

本県におきましては、同様の取り組みとして、弁護士による法律相談事業を実施しております。学校に対する過度な要求や苦情等への適切な対応方法について助言するなどの支援を行っているところであります。

また、他県においては、弁護士を講師として、具体的な事例に基づく管理職向けの研修会を実施したり、期間を定めて集中的に法律相談会を実施したりするなどの取り組みも見られます。

本県におきましても、このような取り組みを参考に、弁護士の効果的な活用や、法的な知識に基づく学校の対応能力の向上などに努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

学校が抱えるトラブルを見ていると、もちろん学校は解決に向けて最大限の努力をすべきだというふうに思いますが、内容によっては、学校の力量を超えてしまっていると感じられるものも見受けられる気がします。

特に、現場の教員が前面にさらされるようなケースでは、先生自身も一人の当事者として、自己保身を図らなければならないという気持ちが出てきたりすることも当然あるでしょうし、負荷の高いトラブルを抱えたまま、他の児童生

徒にとってもかけがいのない時間をきちんと維持していくということは、なかなか大変なことだというふうに思います。

一定のレベルを超えたトラブルについては、学校とある意味で切り離して、外部の専門家等の対応につなげていくという発想も必要ではないかと考えます。

前段で質問してきましたが、ただでさえ教員のなり手の確保が難しいという時代状況の中で、「先生は大変な仕事だ」「先生にはなりたくないし、先生にはさせたくない」というような空気を生み出さないためにも、十分な対応が必要だというふうに思います。教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） お話にありましたが、本県におきましても、学校ではさまざまな問題やトラブルが発生しておりまして、対応に当たる教職員が負担を感じる状況もあると認識しており、積極的に外部専門家を活用することは、負担軽減の観点からも非常に重要であると考えております。

県教育委員会では、学校だけでは解決困難な事案が発生した際に、臨床心理士や社会福祉士などを学校に派遣しまして、事案解消に向けて、学校や児童生徒・保護者に対して助言を行うなどの取り組みを行っております。

今後とも、このような取り組みを継続するとともに、弁護士や大学教授等の外部専門家も含めた、チームとしての対応などにより、解決困難な事案の早期解決を図り、学校の負担軽減に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 それでは、教育委員会最後のテーマとします。これまで何度も議会で取り上げてきましたが、男女混合名簿、いわゆる「性

で分けない名簿」の導入が進んでいると認識していますが、現状を教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 令和元年度における「性で分けない名簿」の使用状況であります。公立小学校では236校中222校、率にしますと94.1%、公立中学校では126校中97校、率にしますと77.0%、県立高等学校及び中等教育学校では39校全てで使用しており、100%であります。

3年前の調査、平成29年度の調査と比較しますと、小学校では82.6ポイント、中学校では69.9ポイント、県立高等学校及び中等教育学校では56.4ポイント増加しておりまして、いずれの学校種におきましても、「性で分けない名簿」を使用する学校が増加しております。

○渡辺 創議員 この件については、平成28年から29年にかけて、複数回取り上げてきました。

平成29年5月から6月に行われた、小・中・高校全ての学校長を対象にした人権研修会で、県教委が、「性で分けない名簿」の意義を説いたということ、このことは、同年の9月議会の一般質問で、当時の四本教育長が明らかにしていますけれども、そのことが大きな契機になったというふうに思っています。

広く導入が進んだ現状についての認識を、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） お話にありましており、県教育委員会では、平成29年度に、「性で分けない名簿」の活用推進について、基本的な考え方を学校等に示し、本名簿を使用することについての啓発を行ってまいりました。

使用率が大きく増加した理由としましては、「性で分けない名簿」を使用することが、男女平等の意識を高めたり、性的マイノリティー児

児童生徒への配慮を行ったりするための手だての一つであることを、多くの学校が理解したことによるものと認識しております。

また、使用するに当たって、大きな問題や混乱はなかったと聞いております。

今後とも、「性で分けない名簿」のさらなる啓発を進め、児童生徒一人一人が、性別にかわりなく個性が尊重されるよう、人権教育を推進してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

通告では、改正給特法についても扱うとしておりましたが、同僚の太田議員や満行議員が深く取り扱いましたので、今回は見送らせていただきたいと思います。

次に、新型コロナの関係でお伺いをしたいと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大について、既にあった質問との重複を避けて、幾つかお伺いしたいと思います。

県内では、マスクや消毒薬——県民生活の中では予防等に効果があるのではないかと皆さんが思っているものということになりますが——その入手が困難な状況が続いています。

このことについて、県はどう認識しているのか、また、医療機関等における資機材の不足等はないのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） マスク等につきましては、全国的に不足している状況にありまして、本県においても、薬局などの店頭での購入が困難な状況にあると認識しており、医療機関についても、県医師会から、調達が困難な例もあると伺っております。

県としましては、まずは、県内7つの感染症指定医療機関について、在庫状況を定期的に確認するなど、マスク等が不足することがないよ

うに注視をしております。

加えて、国が事業者に対して、マスク等の増産や円滑な供給を要請し、2月26日現在で、マスクの週1億枚の供給や、さらなる増産に向けた取り組みが行われております。

県では、こうした動きを踏まえつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 福祉保健部の皆さんは、最前線でいろいろ御苦労がある中で頑張っていると思いますので、本当に敬意を表したいと思います。

今回改めて実感しましたが、新型コロナに限らず、インフルエンザやノロウイルスなどの流行期に、例えば南海トラフなどの大災害が起こる、そういうことが重なる可能性も、そう低い可能性というわけではないということを、改めて今回認識しました。

落ちついた状況であれば、一定の時間がたてば必要な物資の確保はできるのですが、例えば、もし今、発災したということになれば、かなり厳しい状況が予測をされます。

現状で、県の災害用の備蓄の中に、マスクや消毒液などの備蓄があるのか。市町村の状況もわかれば、あわせて危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 災害時用の備蓄品につきましては、県備蓄基本指針に基づきまして、南海トラフ地震などの大規模災害の発生を想定し、被災者の生命維持や生活に最低限必要となる食料、乳児用粉ミルク、毛布など8品目について、優先的に備蓄を進めているところでありまして、現時点では、マスクや消毒薬の備蓄は行っておりません。

また、市町村の災害時用の備蓄品につきましては、昨年度の調査におきまして、2市町か

ら、マスクの備蓄を行っていることが報告されております。

○渡辺 創議員 今の御答弁によれば、マスクや消毒液等の備蓄は、県の備蓄分に関してはないということだと思います。

もちろん、何でも備蓄できるというわけではないでしょうし、今、答弁にありましたように、必要性の高いものからまず取り組んできたという今までの取り組みについては、十分に評価できるところでありますが、ただ、今回、こういう形での教訓を得たわけであります。

例えば避難所が開設された場合に、今、テレビでもよく言われることですが、高齢者の方であったりとか、基礎疾患を持った方々というのは、通常の健康な方々よりもリスクは極めて高いということになるわけです。例えば、その人たちの分だけでも、マスクがあつたりとか、消毒液が使えたりということがあれば、やっぱり大きな効果を生み出す可能性があるというふうに思いますので、今回の今の状況等を踏まえて、今後は一定の備蓄があってもいいのではないかと考えますけれども、危機管理統括監に、そのあたりの御認識をお伺いします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 大規模災害発生時などで、多くの避難者が発生した場合に、避難所での感染症等予防のためには、マスクや消毒薬などは重要な物資であるというふうに認識をしております。

このため、県といたしましては、今後、県備蓄基本指針の見直しの中で、民間事業者等との物資供給協定の締結、いわゆる流通備蓄を含めまして、マスクや消毒薬の備蓄について検討を進めるとともに、県民の方に対しましては、災害への備えをお願いする中で、引き続きマスク等の備蓄を呼びかけてまいりたいと考えており

ます。

○渡辺 創議員 最後のテーマといたしますが、国スポ・障スポに向けた開催基金積立金に関して伺いをいたします。

新年度予算案の中にも盛り込まれていますが、国スポ等に向け、企業局が電気事業会計から2年間にわたって計20億円を繰り出すという方針が示されております。

その意義については、自民党の蓬原会長の代表質問でも御指摘があつたように、私も大変大きな意義のあることだというふうに考えています。

改めて、今回の判断に至った経緯を、企業局長にお伺いしたいと思います。

○企業局長（図師雄一君） 公営企業としての企業局の使命を果たすためには、事業の利益を県民に還元するなど、地域に貢献することが大変重要であると考えております。

このため、平成28年度から地方創生の加速化などに活用されている「県営電気事業みやぎき創生基金」の財源として、30億円を繰り出したところではありますが、企業局では、これに続く新たな地域貢献策を、これまで検討してきたところであります。

このような中、昨年、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に多額の費用が必要であることが明らかになったことから、今後、発電所の大規模改良事業が続く中ではありますが、可能な限りの地域貢献として、一般会計へ20億円の繰り出しを行うことを決め、知事部局に提案したものであります。

企業局といたしましては、今後とも、健全経営を維持するとともに、しっかりと地域貢献に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 私たちの先人が残してくれた

資産と宮崎の豊かな自然によって、企業局は県の縁の下で力持ちのように、県民生活の向上と地域振興を支えてくれているわけです。

私は、実はこの直近の4年間で3年間、担当の常任委員会に置いていただいております、いつもそのことを強く感じてきました。あわせて、企業局の役割をいかにきちんと県民に理解してもらうか、それもとて大切なことだというふうに感じてきました。

今回、国スポや障スポを支える基金に20億円を繰り出すという大変わかりやすい出来事でもあります。ぜひ、この機会をきちんと生かして、資金を確保し、国スポ等への準備を進めていく側も、企業局の繰出金で一部が賄われているということをしっかり受けとめて、知恵を絞って、お金をかけずにPRし、企業局事業への県民理解を深める機会にするんだという意識を強く持つことが大事じゃないかと思います。

例えば、よく、宝くじの事業であれば、できた施設やいろんなものに、そういうことが表記をされていたりとかしますね。それ以外にもいろんな工夫の仕方はあると思いますので、ぜひ、その効果も高めるという意味での発想をしっかり持っていくことは必要ではないかと思っておりますけれども、総合政策部長は、どのようにお考えでしょうか。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けましては、大会の成功はもとより、本県のさらなる発展を目指し、施設整備を初め、大会運営や競技力向上等のさまざまな準備に、全庁的に取り組んでいるところでございます。

このような中、企業局の電気事業会計内の地方振興積立金を基金の財源として活用できますことは、大会開催を契機に地域の振興を図るこ

と軌を一にするものでありまして、大変意義深いものであると受けとめているところでございます。

企業局の積立金活用の周知につきましては、例えば、大会開催の周知や機運醸成を図るための各種イベント等の機会を捉えまして、広く県民の皆様に御紹介するなど、企業局とも連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 一生懸命に取り組んで、県にとって何らマイナスのないことだというふうに思います。

恐らく、これから本番に向けて県内でも、例えば、民間企業やさまざまな団体に資金面も含めて協力を求めるというようなこともあり得るのではないだろうかと思惟しますが、そのときには、協力をいただいた企業や団体等に何らかの形でPRに資するようなことを、当然、県は考えていくんだらうと思惟します。

もちろん県の中のことでありますが、同じまなざしを企業局にも向けて、相乗効果を意欲的に上げていくという意識を持っていただければなと感じるところです。

新年度の予算ベースで見ると、企業局は企業局の認知度向上のために、計1,589万4,000円の予算を計上しているわけです。つまり、企業局のPRを県民に向けて行うということは必要な仕事だというふうに、県として認識しているわけですから、ぜひ、そのことを十分に踏まえた意欲的な取り組みを期待したいと思います。特に知事の発信力は大きいと思惟しますので、ぜひ、そのことを意識して取り組んでいただければということをお願い申し上げまして、今回の一般質問を終わります。ありがとうございました（拍手）

令和２年３月２日（月）

○山下博三副議長　以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後２時51分散会